



長野県報

12月18日(木)
平成26年
(2014年)
第2634号

目次

条例

- 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(人事課) 5
- 長野県交通安全対策会議条例の一部を改正する条例(県民協働課)20
- 知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例(国際課)20
- 幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する条例(こども・家庭課)21
- 長野県幼保連携型認定こども園審議会条例(こども・家庭課)27
- 認定こども園の認定の要件に関する条例の一部を改正する条例(こども・家庭課)27
- 児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例(こども・家庭課)28
- 貸付金免除条例等の一部を改正する条例(医療推進課、障がい者支援課)29
- 特別職の職員等の給与に関する条例の一部を改正する条例(保健・疾病対策課)29
- 資金積立基金条例の一部を改正する条例(介護支援課)29
- 勤労者福祉施設条例の一部を改正する条例(労働雇用課)30
- 長野県学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(教育総務課、義務教育課、高校教育課、特別支援教育課)31
- 高等学校設置条例の一部を改正する条例(高校教育課)47
- 長野県警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(警務課)48

規則

- 長野県組織規則の一部を改正する規則(こども・家庭課)57
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業者、設備及び運営の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則(障がい者支援課)57
- 給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則(人事委員会事務局)57
- 期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部を改正する規則(人事委員会事務局)58
- 職員の勤務時間及び休暇等に関する規則の一部を改正する規則(人事委員会事務局)58

告示

- 平成26年12月12日長野県議会定例会において認定された平成25年度歳入歳出決算及びこれに対する監査委員の審査意見(財政課)59
- 平成26年11月19日専決処分した平成26年度補正予算の要領(財政課)66
- 平成26年11月21日専決処分した平成26年度補正予算の要領(財政課)66
- 平成26年12月8日成立した平成26年度補正予算の要領(財政課)66
- 平成26年12月12日成立した平成26年度補正予算の要領(財政課)67
- 長野県看護職員修学資金貸与規程の一部改正(医療推進課)67
- 社会福祉士及び介護福祉士法に基づく特定行為業務を行う者の登録(介護支援課)68
- 指定管理者の指定(4件)(労働雇用課)68
- 保安林予定森林にする旨の通知(森林づくり推進課)69
- 保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知(4件)(森林づくり推進課)69
- 土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害特別警戒区域の指定の解除(2件)(砂防課)70
- 指定管理者の指定(2件)(都市・まちづくり課)70
- 災害復興住宅建設事業補助金交付要綱の特例に関する要綱の策定(建築住宅課)71
- 指定管理者の指定(3件)(スポーツ課)71
- 道路の区域変更及び関係図面の縦覧(2件)(道路管理課)71

道路の供用開始及び関係図面の縦覧（道路管理課）	72
指定管理者の指定（スポーツ課）	72
指定管理者の指定（4件）（文化財・生涯学習課）	72
指定管理者の指定（山岳高原観光課）	73

公 告

一般競争入札（情報政策課）	74
特定非営利活動法人の設立の認証申請（2件）（県民協働課）	74
特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請（2件）（県民協働課）	74
土地改良区の定款変更の認可（農地整備課）	75
土地改良区役員の就退任の届出（2件）（農地整備課）	75
開発行為に関する工事の完了（3件）（都市・まちづくり課）	76
特定調達契約に係る落札者の決定（生活排水課）	76
特定調達契約に係る落札者の決定（生活排水課）	77

本号で公布された条例のあらまし

◇ 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（条例第42号）

- 1 人事委員会勧告に基づき、給料表、通勤手当及び勤労手当について改定したほか、所要の改正を行いました。
 - (1) 一般職の職員の給与に関する条例
 - ア 給料表
若年層に重点を置いて給料月額を改定しました。(平均0.27%引上げ)
 - イ 通勤手当
自動車、自転車等の交通用具使用者について、使用距離に応じ月額20円～3,580円の引上げを行いました。
 - ウ 勤労手当
年間支給月数を1.50月（改正前1.35月）に改定しました。
 - (2) 特別職の職員等の給与に関する条例
一般職の職員との均衡を考慮し、期末手当の年間支給月数を3.10月（改正前2.95月）に改定しました。
- 2 この条例は、公布の日から施行し、(1)のア及びイについては平成26年4月1日から、(1)のウ及び(2)については同年12月1日から適用します。

◇ 長野県交通安全対策会議条例の一部を改正する条例（条例第43号）

- 1 交通安全対策基本法の一部改正により、交通安全対策会議の委員として知事が必要と認めた者を任命できることとなったことから、その委員の数を3人以内と定めました。
- 2 この条例は、平成27年4月1日から施行します。

◇ 知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（条例第44号）

- 1 市町村への権限移譲を進めるため、飯田市からの要望により旅券法の規定に基づく一般旅券の発給の申請の受理、交付等の事務の権限を移譲することとしました。
- 2 この条例は、平成27年4月1日から施行します。

◇ 幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する条例（条例第45号）

- 1 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部改正に伴い、幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定めました。
- 2 この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行の日から施行します。

◇ 長野県幼保連携型認定こども園審議会条例（条例第46号）

- 1 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部改正に伴い、長野県幼保連携型認定こども園審議会の設置、組織及び運営に関し必要な事項を定めました。
- 2 この条例は、公布の日から施行します。

◇ 認定こども園の認定の要件に関する条例の一部を改正する条例（条例第47号）

- 1 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部改正に伴い、幼保連携型認定こども園の質を確保し向上させる観点からその設備及び運営の基準を別に定めることとしたため、幼保連携型認定こども園に関する規定を削除したほか、所要の改正を行いました。
- 2 この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行の日から施行します。

◇ 児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例（条例第48号）

- 1 子ども・子育て支援法による新たな公的給付制度の創設に伴い、保育所の運営の透明性を高めるため次のとおり改正したほか、所要の改正を行いました。
 - (1) 施設運営についての重要事項に関する規程の内容の明確化

(2) 業務の質の自己評価の実施及び改善の義務化

- 2 この条例は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行の日から施行します。

◇ 貸付金免除条例等の一部を改正する条例（条例第49号）

- 1 児童福祉法の一部改正に伴い、同法の規定を引用している次に掲げる条例について所要の改正を行いました。

- (1) 貸付金免除条例
 (2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例
 (3) 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の従業者、設備及び運営の基準に関する条例
 (4) 児童福祉法に基づく指定障害児入所施設の従業者、設備及び運営の基準に関する条例

- 2 この条例は、平成27年1月1日から施行します。

◇ 特別職の職員等の給与に関する条例の一部を改正する条例（条例第50号）

- 1 難病の患者に対する医療等に関する法律の制定により指定難病審査会が、児童福祉法の一部改正により小児慢性特定疾病審査会が設置されることに伴い、所要の改正を行いました。

- 2 この条例は、公布の日から施行します。

◇ 資金積立基金条例の一部を改正する条例（条例第51号）

- 1 地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律に基づく新たな財政支援制度が創設されたことから、地域における医療及び介護の総合的な確保を図るため、長野県地域医療介護総合確保基金を設置することとしました。

- 2 この条例は、公布の日から施行します。

◇ 勤労者福祉施設条例の一部を改正する条例（条例第52号）

- 1 次の表の左欄に記載の勤労者福祉施設を廃止し、右欄に記載の市町へ移管することに伴い、所要の改正を行いました。

施設名	移管先
長野県佐久勤労者福祉センター	佐久市
長野県伊那勤労者福祉センター	伊那市
長野県木曾勤労者福祉センター	上松町

- 2 この条例は、平成27年4月1日から施行します。

◇ 長野県学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（条例第53号）

- 1 人事委員会勧告に基づき、給料表について若年層に重点を置いて給料月額を改定（平均0.27%引上げ）したほか、所要の改正を行いました。

- 2 この条例は、公布の日から施行し、平成26年4月1日から適用します。

◇ 高等学校設置条例の一部を改正する条例（条例第54号）

- 1 第1期長野県高等学校再編計画に基づき、次のとおり高等学校を設置することとしました。

- (1) 長野県須坂商業高等学校と長野県須坂園芸高等学校を統合し、長野県須坂創成高等学校を設置することとしました。
 (2) 長野県北佐久農業高等学校、長野県白田高等学校及び長野県岩村田高等学校の工業科を統合し、長野県佐久平総合技術高等学校を設置することとしました。

- 2 この条例は、平成27年4月1日から施行します。

◇ 長野県警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（条例第55号）

- 1 人事委員会勧告に基づき、給料表について若年層に重点を置いて給料月額を改定しました。（平均0.27%引上げ）

- 2 この条例は、公布の日から施行し、平成26年4月1日から適用します。

条 例

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成26年12月18日

長野県知事 阿 部 守 一

長野県条例第42号

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 一般職の職員の給与に関する条例（昭和27年長野県条例第6号）の一部を次のように改正する。

第19条第1項第2号の表の片道2キロメートル未満の項中「2,440円」を「2,460円」に改め、同表の片道2キロメートル以上10キロメートル未満の項中「2,440円」を「2,460円」に、「610円」を「680円」に改め、同表の片道10キロメートル以上25キロメートル未満の項中「7,320円」を「7,900円」に、「540円」を「620円」に改め、同表の片道25キロメートル以上40キロメートル未満の項中「1万5,420円」を「1万7,200円」に、「490円」を「610円」に改め、同表の片道40キロメートル以上60キロメートル未満の項中「2万2,770円」を「2万6,350円」に、「450円」を「420円」に改め、同表の片道60キロメートル以上75キロメートル未満の項中「3万1,770円」を「3万4,750円」に、「410円」を「420円」に改め、同表の片道75キロメートル以上の項中「37,920円」を「41,050円」に改める。

第36条第1項第1号中「100分の67.5」を「100分の82.5」に、「100分の87.5」を「100分の102.5」に改め、同項第2号中「100分の32.5」を「100分の37.5」に、「100分の42.5」を「100分の47.5」に改める。

附則第8項中「100分の0.325」を「100分の0.4125」に、「100分の0.425」を「100分の0.5125」に、「100分の65」を「100分の82.5」に、「100分の85」を「100分の102.5」に改める。

別表第1から別表第3までを次のように改める。

（別表第1）（第6条関係）

行政職給料表

職員の 区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
	号 俸	給料月額								
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	137,800	187,900	224,900	263,900	291,100	322,500	368,000	414,700	467,400
	2	138,900	189,700	226,800	266,000	293,400	324,800	370,600	417,200	470,500
	3	140,100	191,500	228,700	268,000	295,700	327,100	373,200	419,700	473,600
	4	141,200	193,300	230,500	270,100	298,000	329,500	375,800	422,200	476,700
	5	142,300	194,900	232,200	272,100	300,100	331,800	378,000	424,100	479,700
	6	143,400	196,800	234,100	274,200	302,400	333,900	380,500	426,400	482,800
	7	144,500	198,600	236,000	276,300	304,700	336,100	383,000	428,600	485,900
	8	145,600	200,400	237,800	278,400	307,000	338,300	385,500	430,800	489,000
	9	146,700	202,100	239,500	280,500	309,200	340,500	388,100	432,900	492,000
	10	148,100	203,900	241,400	282,600	311,500	342,700	390,800	435,200	495,100
	11	149,400	205,700	243,200	284,700	313,800	344,900	393,600	437,500	498,200
	12	150,700	207,500	245,100	286,800	316,100	347,100	396,300	439,700	501,300
	13	152,000	209,100	246,800	288,900	318,300	349,100	398,800	441,900	504,300
	14	153,500	211,000	248,700	291,000	320,500	351,200	401,100	443,900	506,700
	15	155,000	212,900	250,500	293,100	322,700	353,300	403,400	445,900	509,100
	16	156,600	214,800	252,300	295,200	324,900	355,400	405,800	447,900	511,500
	17	157,900	216,600	254,000	297,200	327,000	357,300	407,700	449,900	514,000
	18	159,400	218,500	256,000	299,300	329,200	359,300	409,700	451,700	515,500
	19	160,900	220,400	258,000	301,400	331,300	361,300	411,600	453,500	517,000
	20	162,400	222,300	260,000	303,500	333,300	363,200	413,500	455,300	518,500

	21	163,800	224,000	262,000	305,600	335,400	365,300	415,400	457,100	519,700
	22	166,500	225,900	263,900	307,700	337,500	367,200	417,400	458,700	521,200
	23	169,100	227,800	265,800	309,800	339,600	369,200	419,400	460,200	522,700
	24	171,700	229,700	267,600	311,900	341,700	371,200	421,400	461,700	524,300
	25	174,400	231,300	269,600	313,800	343,300	373,200	423,500	463,200	525,600
	26	176,100	233,100	271,500	315,900	345,300	375,200	425,100	464,600	526,800
	27	177,800	234,800	273,400	318,000	347,300	377,200	426,700	466,000	528,000
	28	179,500	236,600	275,300	320,100	349,300	379,200	428,300	467,300	529,200
	29	181,000	238,000	277,100	322,100	351,100	380,800	430,000	468,500	530,400
	30	182,800	239,500	279,000	324,200	353,000	382,600	431,300	469,300	531,300
	31	184,600	241,000	280,900	326,300	354,900	384,400	432,600	470,100	532,200
	32	186,300	242,500	282,800	328,500	356,800	386,100	433,900	470,900	533,100
	33	187,900	243,900	284,500	330,100	358,700	387,900	435,200	471,700	533,900
	34	189,400	245,400	286,400	332,100	360,500	389,300	436,500	472,500	534,800
	35	190,900	246,900	288,300	334,200	362,300	390,900	437,800	473,300	535,700
	36	192,400	248,500	290,200	336,300	364,000	392,500	439,000	474,100	536,600
	37	193,700	249,800	291,900	338,200	365,500	394,300	440,300	474,900	537,500
	38	195,000	251,400	293,700	340,200	366,800	395,500	441,200	475,700	538,400
	39	196,400	253,000	295,500	342,200	368,200	396,700	442,100	476,500	539,300
	40	197,700	254,600	297,300	344,200	369,600	397,900	443,000	477,300	540,200
	41	199,000	256,000	299,100	346,100	371,100	399,000	443,800	478,100	541,100
	42	200,300	257,400	300,800	348,000	372,000	400,200	444,600	478,800	
	43	201,600	258,800	302,500	349,900	373,100	401,400	445,400	479,600	
	44	202,900	260,200	304,200	351,800	374,200	402,600	446,200	480,400	
	45	204,100	261,400	305,900	353,300	375,200	403,600	447,000	481,200	
	46	205,400	262,900	307,600	354,800	376,100	404,300	447,800		
	47	206,700	264,300	309,300	356,300	377,000	405,000	448,600		
	48	208,000	265,700	311,000	357,800	377,900	405,700	449,400		
	49	209,100	267,000	312,200	359,500	378,900	406,500	450,000		
	50	210,200	268,200	313,800	360,300	379,700	407,200	450,800		
	51	211,300	269,500	315,400	361,500	380,500	407,900	451,600		
	52	212,400	270,800	317,000	362,500	381,300	408,600	452,400		
	53	213,600	271,900	318,700	363,500	382,200	409,400	453,000		
	54	214,600	273,100	320,300	364,600	382,900	410,100	453,800		
	55	215,600	274,400	321,900	365,600	383,600	410,800	454,600		
	56	216,600	275,700	323,500	366,700	384,300	411,500	455,400		
	57	217,400	276,800	325,000	367,600	385,000	412,200	456,000		
	58	218,400	277,900	326,200	368,300	385,600	412,900	456,800		
	59	219,300	279,000	327,500	369,000	386,300	413,600	457,600		
	60	220,300	280,100	328,700	369,700	387,000	414,300	458,500		
	61	221,100	281,300	329,500	370,300	387,500	414,900	459,100		
	62	222,100	282,300	330,400	371,000	388,200	415,600			
再任用	63	223,100	283,300	331,200	371,700	388,900	416,300			
職員以	64	224,100	284,300	332,000	372,400	389,600	417,000			
外の職	65	224,800	285,100	332,900	372,900	390,100	417,500			
員	66	225,800	286,000	333,300	373,600	390,800	418,100			
	67	226,800	286,900	334,100	374,300	391,500	418,800			
	68	227,900	287,800	334,900	375,000	392,200	419,500			
	69	228,700	288,800	335,700	375,500	392,800	420,000			
	70	229,500	289,600	336,400	376,200	393,500	420,700			

71	230,300	290,400	337,100	376,900	394,200	421,400
72	231,100	291,200	337,800	377,600	394,900	422,100
73	231,900	292,000	338,300	378,100	395,400	422,600
74	232,600	292,500	338,900	378,800	396,100	423,300
75	233,300	293,000	339,500	379,500	396,800	424,000
76	234,000	293,500	340,100	380,200	397,500	424,700
77	234,700	293,600	340,500	380,700	397,900	425,200
78	235,500	294,000	341,000	381,300	398,600	
79	236,300	294,200	341,500	381,900	399,300	
80	237,100	294,600	342,000	382,500	400,000	
81	237,800	294,800	342,500	383,200	400,500	
82	238,500	295,000	343,000	383,800	401,200	
83	239,200	295,400	343,500	384,400	401,900	
84	239,900	295,700	344,000	385,000	402,600	
85	240,600	296,000	344,500	385,600	403,100	
86	241,300	296,300	345,000	386,200		
87	242,000	296,600	345,500	386,800		
88	242,700	297,000	346,000	387,400		
89	243,400	297,300	346,400	388,100		
90	243,900	297,700	346,900	388,700		
91	244,400	298,100	347,400	389,300		
92	244,900	298,500	347,900	389,900		
93	245,200	298,600	348,200	390,600		
94		299,000	348,700			
95		299,400	349,200			
96		299,800	349,700			
97		300,000	350,000			
98		300,400	350,500			
99		300,800	351,000			
100		301,200	351,500			
101		301,400	351,800			
102		301,800	352,200			
103		302,200	352,600			
104		302,600	353,000			
105		302,800	353,500			
106		303,200	353,900			
107		303,600	354,300			
108		304,000	354,700			
109		304,200	355,200			
110		304,600	355,600			
111		305,000	356,000			
112		305,400	356,400			
113		305,600	356,900			
114		306,000				
115		306,400				
116		306,800				
117		307,000				
118		307,300				
119		307,600				
120		307,900				

	121		308,300							
	122		308,600							
	123		308,900							
	124		309,200							
	125		309,600							
再任用 職員		186,500	214,300	258,700	279,100	294,700	320,700	363,500	397,900	450,200

(備考) この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

(別表第2)(第6条関係)

研究職給料表

職員の 区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号 俸	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	137,900	187,400	277,200	334,200	394,300
	2	139,000	189,900	280,000	336,400	397,200
	3	140,200	192,300	282,800	338,600	400,100
	4	141,300	194,700	285,600	340,800	402,900
	5	142,400	197,300	288,100	342,800	405,200
	6	143,700	199,600	290,800	344,900	408,000
	7	145,000	201,900	293,600	347,000	410,800
	8	146,300	204,100	296,400	349,100	413,500
	9	147,400	206,200	299,000	351,200	416,200
	10	149,100	208,500	301,800	353,300	419,000
	11	150,700	210,800	304,600	355,400	421,800
	12	152,300	213,100	307,400	357,500	424,600
	13	153,800	215,300	310,000	359,600	427,400
	14	155,700	217,700	312,800	361,500	430,200
	15	157,600	220,100	315,500	363,400	433,000
	16	159,600	222,500	318,300	365,400	435,800
	17	161,400	224,800	320,900	367,300	438,300
	18	163,600	227,600	323,200	369,200	440,900
	19	165,800	230,500	325,500	371,200	443,500
	20	167,900	233,400	327,900	373,200	446,100
	21	170,100	236,100	330,300	375,000	448,700
	22	172,500	238,900	332,300	377,000	451,400
	23	174,800	241,700	334,300	379,000	454,100
	24	177,100	244,500	336,400	380,900	456,800
	25	179,200	247,300	338,600	382,500	459,700
	26	181,300	250,000	340,500	384,300	462,300
	27	183,400	252,700	342,400	386,200	464,900
	28	185,500	255,400	344,300	388,100	467,400
	29	187,500	258,200	346,300	390,000	470,000
	30	189,300	260,600	348,000	392,000	472,600
	31	191,100	263,100	349,700	394,100	475,200
	32	192,800	265,500	351,400	396,100	477,800
	33	194,600	267,500	352,800	397,800	480,100
	34	196,600	270,000	354,300	399,600	482,600
	35	198,500	272,400	355,800	401,200	485,100
	36	200,400	274,800	357,300	403,000	487,600

	37	202,100	276,900	358,700	404,300	490,200
	38	204,000	278,800	360,100	405,800	492,700
	39	205,900	280,700	361,500	407,200	495,200
	40	207,800	282,600	362,900	408,600	497,700
	41	209,700	284,200	363,800	410,000	500,300
	42	211,600	285,500	365,000	411,600	502,600
	43	213,500	286,800	366,300	413,200	504,900
	44	215,400	288,100	367,500	414,800	507,200
	45	217,300	289,100	368,700	416,400	509,300
	46	219,300	290,400	369,900	418,000	510,900
	47	221,300	291,700	371,200	419,600	512,500
	48	223,200	293,000	372,500	421,200	514,100
	49	225,000	294,400	373,600	422,600	515,800
	50	227,000	295,700	374,900	424,100	517,300
	51	229,000	297,000	376,200	425,600	518,700
	52	231,000	298,200	377,500	427,100	520,200
	53	232,800	299,400	378,200	428,600	521,500
	54	234,800	300,600	379,200	430,000	522,700
	55	236,800	301,900	380,200	431,400	524,000
	56	238,700	303,200	381,200	432,800	525,200
再任用	57	240,400	304,300	382,100	434,000	526,400
職員以	58	241,900	305,500	382,900	435,400	527,400
外の職	59	243,300	306,700	383,600	436,800	528,400
員	60	244,800	307,900	384,300	438,200	529,400
	61	246,100	309,000	385,000	439,300	530,500
	62	247,500	310,100	385,800	440,300	531,400
	63	248,900	311,200	386,700	441,300	532,300
	64	250,300	312,300	387,600	442,300	533,200
	65	251,600	313,400	388,300	443,200	534,100
	66	253,000	314,500	389,100	444,100	535,000
	67	254,400	315,600	389,900	445,000	535,900
	68	255,800	316,700	390,700	445,900	536,800
	69	257,100	317,800	391,500	446,600	537,800
	70	258,600	318,900	392,200	447,500	538,700
	71	260,100	320,000	393,000	448,400	539,600
	72	261,600	321,100	393,700	449,300	540,500
	73	263,100	321,900	394,500	450,000	541,500
	74	264,500	323,000	395,200		
	75	265,900	324,100	395,900		
	76	267,300	325,200	396,600		
	77	268,400	326,300	397,400		
	78	269,600	327,400	398,000		
	79	270,900	328,400	398,700		
	80	272,200	329,400	399,400		
	81	273,600	330,500	400,100		
	82	274,900	331,300	400,800		
	83	276,200	332,000	401,500		
	84	277,500	332,800	402,200		
	85	278,700	333,400	402,800		

	86	279,900	333,900	403,500		
	87	281,200	334,400	404,200		
	88	282,500	334,900	404,900		
	89	283,500	335,200	405,500		
	90	284,700	335,700			
	91	285,900	336,200			
	92	287,100	336,700			
	93	288,200	337,000			
	94	289,200	337,400			
	95	290,200	337,900			
	96	291,200	338,400			
	97	291,800	339,000			
	98	292,700	339,500			
	99	293,600	340,000			
	100	294,500	340,500			
	101	295,400	341,100			
	102	296,100	341,600			
	103	296,800	342,100			
	104	297,500	342,600			
	105	298,300	343,200			
	106	298,800	343,700			
	107	299,300	344,200			
	108	299,800	344,700			
	109	300,000	345,300			
	110	300,400	345,800			
	111	300,700	346,300			
	112	301,000	346,800			
	113	301,300	347,400			
	114	301,600	347,900			
	115	301,900	348,400			
	116	302,200	348,900			
	117	302,500	349,500			
	118	302,900	350,000			
	119	303,300	350,500			
	120	303,700	351,000			
	121	304,000	351,600			
再任用 職員		216,600	262,400	288,400	331,900	392,100

(備考) この表は、試験場、研究所等で人事委員会の指定するものに勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員で人事委員会の定めるものに適用する。

(別表第3)(第6条関係)

医療職給料表

ア 医療職給料表(1)

職員の 区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号 俸	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	240,400	326,100	393,200	469,300
	2	242,900	329,300	396,100	471,600
	3	245,400	332,400	399,000	473,900

	4	247,900	335,500	401,900	476,200
	5	250,200	338,300	404,600	478,500
	6	254,000	341,600	407,400	480,700
	7	257,800	344,900	410,200	482,900
	8	261,600	348,200	413,000	485,100
	9	265,300	351,200	415,600	487,200
	10	269,300	354,400	418,300	489,300
	11	273,300	357,600	421,000	491,400
	12	277,300	360,800	423,700	493,500
	13	281,100	363,900	426,200	495,600
	14	285,100	367,600	428,700	497,700
	15	289,100	371,200	431,100	499,800
	16	293,100	374,900	433,600	501,900
	17	296,900	378,500	435,800	504,000
	18	300,500	381,200	438,200	506,000
	19	304,100	384,000	440,600	508,000
	20	307,700	386,800	443,000	510,000
	21	311,400	389,700	445,100	511,800
	22	315,200	392,300	447,500	513,600
	23	318,900	395,000	449,900	515,500
	24	322,600	397,600	452,200	517,400
	25	326,200	400,000	454,400	519,100
	26	329,100	402,300	456,700	520,900
	27	331,900	404,600	459,100	522,700
	28	334,700	406,900	461,400	524,600
	29	337,500	409,300	463,600	526,500
	30	339,900	411,400	465,900	528,300
	31	342,300	413,400	468,200	530,100
	32	344,700	415,500	470,500	531,900
	33	347,100	417,600	472,500	533,500
	34	349,600	419,600	474,600	535,300
	35	352,000	421,600	476,700	537,000
	36	354,500	423,600	478,800	538,800
	37	356,900	425,700	480,900	540,400
	38	359,300	427,700	482,700	542,000
	39	361,700	429,700	484,500	543,400
	40	364,100	431,700	486,300	545,000
	41	366,400	433,700	488,000	546,500
	42	367,900	435,500	489,800	547,900
	43	369,400	437,300	491,600	549,300
	44	370,900	439,100	493,400	550,600
	45	372,400	441,000	495,000	551,800
	46	373,800	442,800	496,700	552,800
	47	375,300	444,600	498,500	553,800
	48	376,800	446,400	500,300	554,800
	49	378,100	448,200	501,900	555,800
	50	379,100	449,900	503,200	556,700
	51	380,100	451,700	504,500	557,600
	52	381,100	453,500	505,800	558,500

再任用
職員以
外の職
員

	53	382,100	455,400	507,100	559,300
	54	383,000	456,600	508,400	560,200
	55	383,900	457,800	509,700	561,100
	56	384,800	459,100	511,000	562,000
	57	385,800	460,300	512,000	562,900
	58	386,700	461,300	512,800	563,800
	59	387,500	462,300	513,600	564,700
	60	388,400	463,300	514,400	565,400
	61	389,200	464,100	515,300	566,300
	62	389,700	464,800	516,100	567,200
	63	390,200	465,500	517,000	568,100
	64	390,700	466,200	517,800	569,000
	65	391,000	466,900	518,700	569,900
	66		467,600	519,600	
	67		468,300	520,300	
	68		469,000	521,200	
	69		469,500	522,100	
	70		470,200	522,900	
	71		470,900	523,900	
	72		471,600	524,800	
	73		472,000	525,600	
	74		472,600	526,500	
	75		473,300	527,400	
	76		474,000	528,100	
	77		474,400	528,900	
	78		475,000	529,800	
	79		475,600	530,700	
	80		476,100	531,600	
	81		476,700	532,400	
	82		477,200	533,300	
	83		477,700	534,200	
	84		478,200	535,100	
	85		478,600	535,900	
	86		479,200	536,800	
	87		479,600	537,700	
	88		480,100	538,600	
	89		480,600	539,400	
	90		481,200		
	91		481,800		
	92		482,200		
	93		482,700		
	94		483,300		
	95		483,900		
	96		484,500		
	97		485,000		
再任用 職員		294,200	336,700	391,100	464,400

(備考) この表は、医師又は歯科医師である職員で人事委員会の定めるものに適用する。

イ 医療職給料表(2)

職員の 区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号 俸	給料月額						
		円	円	円	円	円	円	円
	1	142,600	180,500	215,800	244,000	281,700	330,700	376,900
	2	144,000	182,100	217,400	245,600	283,900	332,800	379,600
	3	145,400	183,700	219,000	247,200	286,100	335,000	382,300
	4	146,800	185,300	220,600	248,800	288,300	337,200	385,000
	5	148,000	186,800	222,200	250,200	290,500	339,300	387,500
	6	149,800	188,400	223,900	251,800	292,700	341,500	390,200
	7	151,500	190,000	225,600	253,300	294,900	343,700	393,000
	8	153,200	191,500	227,300	254,900	297,100	345,900	395,700
	9	154,900	193,100	228,900	256,300	299,200	347,900	397,900
	10	156,600	194,800	230,700	257,800	301,400	350,100	400,200
	11	158,300	196,500	232,400	259,300	303,600	352,300	402,400
	12	160,100	198,200	234,100	260,800	305,800	354,500	404,700
	13	161,600	199,800	235,900	262,300	308,000	356,200	406,800
	14	163,500	201,400	237,500	264,200	310,100	358,200	409,000
	15	165,500	203,000	239,100	266,100	312,200	360,200	411,200
	16	167,400	204,600	240,700	267,900	314,300	362,200	413,400
	17	169,300	206,100	242,100	269,600	316,500	364,200	415,500
	18	171,200	207,800	243,700	271,500	318,600	366,300	417,600
	19	173,000	209,500	245,200	273,400	320,700	368,300	419,700
	20	174,900	211,200	246,800	275,300	322,800	370,400	421,800
	21	176,800	212,700	248,300	277,100	324,800	372,200	423,700
	22	178,300	214,300	249,800	279,000	326,800	374,300	425,300
	23	179,800	215,900	251,300	280,900	328,900	376,400	426,900
	24	181,300	217,500	252,800	282,800	330,900	378,500	428,500
	25	182,900	219,000	254,200	284,700	332,900	380,000	430,100
	26	184,400	220,600	255,900	286,600	334,900	381,800	431,400
	27	185,900	222,200	257,600	288,500	336,900	383,600	432,700
	28	187,300	223,800	259,300	290,400	338,900	385,400	434,000
	29	188,900	225,400	261,000	292,400	340,600	387,200	435,400
	30	190,200	227,100	262,900	294,300	342,400	388,700	436,700
	31	191,500	228,800	264,700	296,200	344,200	390,400	438,000
	32	192,800	230,500	266,500	298,100	346,000	392,100	439,200
	33	194,200	232,100	268,000	299,900	347,800	393,800	440,600
	34	195,600	233,700	269,800	301,700	349,700	395,100	441,900
	35	197,100	235,200	271,600	303,500	351,600	396,400	443,200
	36	198,500	236,800	273,400	305,300	353,500	397,700	444,500
	37	199,600	238,300	275,000	306,900	355,300	398,800	445,900
	38	200,900	239,900	276,700	308,600	357,000	400,000	446,700
	39	202,200	241,500	278,400	310,300	358,700	401,100	447,500
	40	203,500	243,100	280,100	312,000	360,400	402,300	448,300
	41	204,700	244,500	281,800	313,800	361,600	403,400	448,900
	42	205,900	246,000	283,500	315,500	362,800	404,200	449,700
	43	207,100	247,500	285,200	317,200	364,000	405,000	450,500
	44	208,300	249,000	286,900	318,900	365,200	405,800	451,300
	45	209,500	250,400	288,600	320,100	366,400	406,400	451,900
	46	210,600	252,000	290,300	321,600	367,200	407,100	452,700

	47	211,700	253,600	292,000	323,100	368,400	407,800	453,500
	48	212,800	255,200	293,700	324,700	369,500	408,500	454,300
	49	213,900	256,800	295,100	326,200	370,700	409,300	454,900
	50	214,900	258,200	296,700	327,600	371,700	410,000	455,700
再任用 職員以 外の職 員	51	215,900	259,600	298,300	328,900	372,700	410,700	456,500
	52	216,900	261,000	299,900	330,200	373,700	411,400	457,300
	53	217,700	262,300	301,300	331,300	374,500	412,100	457,900
	54	218,700	263,700	302,800	332,300	375,400	412,800	
	55	219,600	265,100	304,300	333,400	376,300	413,500	
	56	220,600	266,500	305,800	334,500	377,200	414,200	
	57	221,400	267,600	307,100	335,000	378,000	414,800	
	58	222,300	268,900	308,400	335,900	378,800	415,500	
	59	223,200	270,200	309,700	336,700	379,600	416,200	
	60	224,100	271,500	311,100	337,600	380,400	416,900	
	61	225,000	272,600	312,400	338,400	381,000	417,400	
	62	226,000	273,800	313,700	338,700	381,700	418,000	
	63	227,000	275,100	315,000	339,400	382,400	418,700	
	64	228,100	276,400	316,300	340,100	383,100	419,400	
	65	228,800	277,500	317,700	340,700	383,700	419,900	
	66	229,700	278,600	318,500	341,400	384,400		
	67	230,600	279,700	319,300	342,100	385,100		
	68	231,500	280,800	320,100	342,800	385,800		
	69	232,200	281,900	320,700	343,500	386,300		
	70	232,900	283,000	321,400	344,100	386,900		
71	233,600	284,100	322,100	344,700	387,500			
72	234,300	285,200	322,700	345,300	388,100			
73	235,000	286,100	323,500	345,800	388,800			
74	235,800	286,800	323,700	346,400	389,400			
75	236,600	287,500	324,300	347,000	390,000			
76	237,400	288,300	324,900	347,600	390,600			
77	238,000	289,100	325,500	348,100	391,300			
78	238,600	289,700	326,000	348,600	391,900			
79	239,200	290,300	326,500	349,100	392,500			
80	239,800	290,900	327,000	349,600	393,200			
81	240,200	291,600	327,700	350,000	393,900			
82	240,600	292,100	328,200	350,400	394,500			
83	241,000	292,600	328,700	350,800	395,100			
84	241,400	293,000	329,200	351,200	395,700			
85	241,800	293,200	329,800	351,700	396,400			
86		293,400	330,200	352,100				
87		293,600	330,500	352,500				
88		293,800	330,900	352,900				
89		294,200	331,400	353,400				
90		294,400	331,800	353,800				
91		294,600	332,200	354,200				
92		294,800	332,600	354,600				
93		295,200	333,100	355,100				
94		295,400	333,400	355,500				
95		295,600	333,800	355,900				
96		295,900	334,200	356,300				

	97		296,300	334,400	356,800			
	98		296,600	334,800	357,200			
	99		296,900	335,200	357,600			
	100		297,200	335,600	358,000			
	101		297,500	335,800	358,500			
	102		297,800	336,200	358,900			
	103		298,100	336,600	359,300			
	104		298,400	337,000	359,700			
	105		298,700	337,200	360,200			
	106			337,600				
	107			338,000				
	108			338,400				
	109			338,600				
	110			339,000				
	111			339,400				
	112			339,800				
	113			340,000				
再任用職員		187,500	214,400	246,800	260,400	286,800	328,800	371,900

(備考) この表は、保健福祉事務所等に勤務する薬剤師、獣医師、管理栄養士、診療放射線技師、衛生検査技師等で人事委員会の定めるものに適用する。

ウ 医療職給料表(3)

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	号 俸	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
	1	155,800	183,100	231,700	256,900	287,600	334,000
	2	157,200	185,200	233,500	258,100	289,600	336,200
	3	158,700	187,300	235,300	259,400	291,600	338,400
	4	160,100	189,400	237,100	260,700	293,600	340,600
	5	161,500	191,500	238,700	261,900	295,400	342,800
	6	163,000	193,800	240,200	263,300	297,300	345,000
	7	164,500	196,100	241,700	264,500	299,200	347,200
	8	166,000	198,500	243,100	265,900	301,100	349,400
	9	167,300	200,900	244,400	267,300	303,100	351,100
	10	169,000	202,300	245,800	268,500	305,000	353,100
	11	170,600	203,700	247,100	270,100	306,900	355,100
	12	172,200	205,100	248,500	271,700	308,800	357,100
	13	173,700	206,500	249,800	273,200	310,500	359,300
	14	175,700	208,000	251,100	274,800	312,300	361,400
	15	177,700	209,500	252,400	276,400	314,100	363,500
	16	179,700	210,800	253,700	278,000	315,900	365,600
	17	181,900	212,200	254,700	279,600	317,800	367,600
	18	184,000	213,700	256,100	281,100	319,500	369,700
	19	186,100	215,200	257,400	282,600	321,200	371,800
	20	188,200	216,700	258,700	284,100	322,900	373,900
	21	190,300	218,100	259,800	285,700	324,500	375,700
	22	192,500	219,800	261,200	287,300	326,100	377,800
	23	194,700	221,500	262,700	288,900	327,800	379,900
	24	197,000	223,200	264,100	290,400	329,400	382,000

25	199,100	224,600	265,500	291,800	331,100	384,000
26	200,400	226,300	267,100	293,600	332,600	385,700
27	201,700	228,000	268,600	295,400	334,100	387,600
28	203,000	229,700	270,200	297,200	335,700	389,500
29	204,200	231,500	271,800	298,800	337,100	391,500
30	205,400	233,000	273,400	300,500	338,600	393,500
31	206,700	234,500	275,000	302,200	340,100	395,400
32	207,900	235,900	276,600	303,900	341,600	397,300
33	209,200	237,300	278,200	305,400	343,300	399,000
34	210,500	238,700	279,700	307,000	344,900	400,700
35	211,800	240,100	281,200	308,600	346,500	402,500
36	213,100	241,500	282,600	310,200	348,100	404,300
37	214,500	242,800	284,200	311,700	349,800	406,200
38	215,900	244,100	285,600	313,300	351,400	408,000
39	217,300	245,400	287,100	314,900	353,000	409,800
40	218,700	246,700	288,600	316,500	354,600	411,600
41	219,800	247,700	290,200	318,100	355,800	413,300
42	221,200	249,000	291,800	319,600	357,300	415,000
43	222,600	250,200	293,400	321,000	358,800	416,700
44	224,000	251,500	295,000	322,500	360,300	418,300
45	225,400	252,600	296,400	323,700	361,900	419,800
46	226,900	254,000	297,900	325,100	363,000	421,400
47	228,400	255,400	299,400	326,500	364,500	423,000
48	229,800	256,800	300,900	328,100	365,800	424,600
49	231,000	258,000	302,200	329,400	367,300	426,300
50	232,400	259,500	303,600	330,800	368,700	427,900
51	233,800	260,900	305,000	332,100	370,100	429,500
52	235,200	262,400	306,400	333,500	371,500	431,100
53	236,500	263,900	307,900	334,900	373,000	432,600
54	237,800	265,500	309,300	336,300	374,200	434,100
55	239,100	267,100	310,700	337,700	375,400	435,600
56	240,400	268,600	312,100	339,100	376,600	437,100
57	241,600	270,200	313,200	340,000	377,900	438,400
58	242,900	271,800	314,500	341,300	378,900	439,300
59	244,100	273,400	315,800	342,500	379,900	440,200
60	245,400	275,000	317,200	343,800	380,900	441,100
61	246,500	276,500	318,400	345,000	381,700	442,000
62	247,800	278,000	319,700	345,900	382,500	442,900
63	249,100	279,500	321,000	347,200	383,300	443,800
64	250,400	281,000	322,300	348,500	384,100	444,700
65	251,400	282,600	323,600	349,600	385,000	445,600
66	252,700	284,100	324,900	350,800	385,800	446,400
67	254,100	285,600	326,200	352,000	386,600	447,200
68	255,500	287,100	327,600	353,200	387,400	448,000
69	256,600	288,400	328,400	354,200	388,200	448,800
70	257,900	289,900	329,500	355,300	388,900	
71	259,200	291,400	330,600	356,400	389,600	
72	260,500	292,900	331,500	357,500	390,300	
73	262,000	294,100	332,800	358,500	391,100	
74	263,300	295,500	333,500	359,600	391,700	

	75	264,600	296,900	334,700	360,700	392,300	
	76	265,900	298,300	335,900	361,800	393,000	
	77	266,900	299,800	337,000	362,700	393,600	
	78	268,100	301,100	338,200	363,500	394,200	
	79	269,400	302,400	339,400	364,300	394,800	
	80	270,700	303,700	340,600	365,100	395,400	
	81	271,800	304,500	341,700	365,800	395,900	
再任用	82	272,900	305,700	342,800	366,400	396,500	
職員以	83	274,000	306,900	343,900	367,000	397,100	
外の職	84	275,100	308,200	345,000	367,600	397,700	
員	85	276,000	309,300	346,100	368,300	398,200	
	86	277,000	310,500	347,100	368,900	398,800	
	87	278,100	311,700	348,100	369,500	399,400	
	88	279,200	312,900	349,100	370,100	400,000	
	89	280,200	314,200	350,200	370,600	400,400	
	90	281,200	315,400	351,000	371,200	401,000	
	91	282,200	316,600	351,800	371,800	401,600	
	92	283,200	317,800	352,600	372,400	402,200	
	93	284,200	318,700	353,400	372,900	402,700	
	94	285,200	319,400	354,100	373,400		
	95	286,200	320,100	354,800	373,900		
	96	287,200	320,700	355,500	374,400		
	97	288,100	321,400	356,000	375,000		
	98	288,900	321,700	356,500	375,500		
	99	289,700	322,400	357,000	376,000		
	100	290,600	323,100	357,500	376,500		
	101	291,400	323,500	358,100	377,100		
	102	292,200	324,100	358,600	377,600		
	103	293,000	324,700	359,100	378,100		
	104	293,800	325,300	359,600	378,600		
	105	294,500	325,700	360,200	379,200		
	106	295,000	326,200	360,700	379,700		
	107	295,500	326,700	361,200	380,200		
	108	296,000	327,300	361,700	380,700		
	109	296,200	327,800	362,200	381,300		
	110	296,600	328,200	362,700	381,800		
	111	296,800	328,600	363,200	382,300		
	112	297,200	329,000	363,700	382,800		
	113	297,500	329,400	364,200	383,400		
	114	297,700	329,800	364,700			
	115	298,100	330,200	365,200			
	116	298,400	330,500	365,600			
	117	298,700	330,800	366,000			
	118	299,000	331,200	366,500			
	119	299,300	331,600	367,000			
	120	299,700	332,000	367,500			
	121	300,000	332,200	367,900			
	122	300,400	332,600	368,400			
	123	300,800	333,000	368,900			
	124	301,200	333,400	369,400			

	125	301,400	333,600	369,800			
	126	301,700	334,000				
	127	302,100	334,400				
	128	302,500	334,800				
	129	302,700	335,100				
	130	303,100	335,500				
	131	303,500	335,900				
	132	303,900	336,300				
	133	304,100	336,600				
	134	304,500	337,000				
	135	304,900	337,400				
	136	305,300	337,800				
	137	305,500	338,100				
	138	305,900	338,500				
	139	306,300	338,900				
	140	306,700	339,300				
	141	306,900	339,600				
	142	307,300	340,000				
	143	307,700	340,400				
	144	308,100	340,800				
	145	308,300	341,100				
	146	308,700	341,500				
	147	309,100	341,900				
	148	309,500	342,300				
	149	309,700	342,600				
	150	310,000	343,000				
	151	310,300	343,400				
	152	310,600	343,800				
	153	311,000	344,100				
	154	311,300					
	155	311,600					
	156	311,900					
	157	312,300					
	158	312,600					
	159	312,900					
	160	313,200					
	161	313,600					
	162	313,900					
	163	314,200					
	164	314,500					
	165	314,900					
	166	315,200					
	167	315,500					
	168	315,800					
	169	316,200					
再任用 職員		234,100	258,900	266,400	276,800	294,000	332,200

(備考) この表は、保健福祉事務所等に勤務する保健師、看護師、准看護師等で人事委員会の定めるものに適用する。

別表第4のA中	365,500	を	366,700	に改める。
	361,500		362,700	
	357,500		358,700	
	353,500		354,700	
	349,500		350,700	
	345,500		346,700	
	328,700		329,800	
	311,600		312,600	
	295,000		295,900	
	278,100		279,000	
	261,300		262,100	
	240,600		241,300	
	220,300		220,900	
	200,000		200,500	
	179,300		179,700	

第2条 一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第36条第1項第1号中「100分の82.5」を「100分の75」に、「100分の102.5」を「100分の95」に改め、同項第2号中「100分の37.5」を「100分の35」に、「100分の47.5」を「100分の45」に改める。

附則第8項中「100分の0.4125」を「100分の0.375」に、「100分の0.5125」を「100分の0.475」に、「100分の82.5」を「100分の75」に、「100分の102.5」を「100分の95」に改める。

附 則

(施行期日等)

- この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条並びに附則第7項、第9項及び第11項の規定は、平成27年4月1日から施行する。
- 第1条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する条例（以下この項及び附則第5項において「改正後の給与条例」という。）第19条第1項第2号、別表第1から別表第3まで及び別表第4のAの規定並びに附則第8項の規定による改正後の任期付職員の採用等に関する条例（平成14年長野県条例第31号。以下この項及び附則第5項において「改正後の任期付職員条例」という。）第4条第1項の規定は平成26年4月1日から、改正後の給与条例第36条第1項及び附則第8項の規定、附則第6項の規定による改正後の特別職の職員等の給与に関する条例（昭和27年長野県条例第10号）第4条の2第2項の規定並びに改正後の任期付職員条例第5条第2項の規定は平成26年12月1日から適用する。
(平成26年4月1日前の異動者の号俸の調整)
- 平成26年4月1日前に職務の級を異にして異動した職員及び人事委員会の定めるこれに準ずる職員の同日における号俸については、その者が同日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。
(実施規定)
- 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会が定める。
(給与の内払)
- 第1条の規定による改正前の一般職の職員の給与に関する条例、次項の規定による改正前の特別職の職員等の給与に関する条例又は附則第8項の規定による改正前の任期付職員の採用等に関する条例の規定に基づいて、平成26年4月1日以後の分として職員に支払われた給与は、それぞれ改正後の給与条例、次項の規定による改正後の特別職の職員等の給与に関する条例又は改正後の任期付職員条例の規定による給与の内払とみなす。
(特別職の職員等の給与に関する条例の一部改正)
- 特別職の職員等の給与に関する条例の一部を次のように改正する。
第4条の2第2項中「100分の155」を「100分の170」に改める。
- 特別職の職員等の給与に関する条例の一部を次のように改正する。
第4条の2第2項中「100分の140」を「100分の147.5」に、「100分の170」を「100分の162.5」に改める。
(任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)
- 任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条第1項の表中	「	375,000	「	377,500	に改める。
		424,000		426,600	
		477,000		479,700	
		543,000	を	543,800	
		620,000		620,900	
		724,000		725,100	
		848,000	」	849,200	

第5条第2項中「100分の155」を「100分の170」に改める。

9 任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の140」と、「」を「、6月30日に支給する場合には100分の122.5、12月10日に支給する場合には」に、「100分の170」を「100分の155」に改める。

(任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正)

10 任期付研究員の採用等に関する条例(平成14年長野県条例第41号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項の表中	「	398,000	「	400,600	に改める。	
		459,000		461,700		
		522,000	を	524,800		
		608,000		608,900		
		707,000		708,000		
		808,000	」	809,200		」

11 任期付研究員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の140」と、「」を「、6月30日に支給する場合には100分の122.5、12月10日に支給する場合には」に改める。

人事課

長野県交通安全対策会議条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成26年12月18日

長野県知事 阿部守一

長野県条例第43号

長野県交通安全対策会議条例の一部を改正する条例

長野県交通安全対策会議条例(昭和45年長野県条例第42号)の一部を次のように改正する。

第2条中「及び第6号」を「、第6号及び第7号」に、「とおり」

を「者の区分に応じ、当該各号に定める数」に改め、同条に次の1号を加える。

(4) その他知事が必要と認めて任命する者 3人以内
附則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

県民協働課

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成26年12月18日

長野県知事 阿部守一

長野県条例第44号

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例(平成11年長野県条例第46号)の一部を次のように改正する。

別表の1の2の項の次に次のように加える。

1の3 旅券法(昭和26年法律第267号。以下この項において「法」という。)及び長野県収入証紙条例(昭和39年長野県条例第58号)の規定に基づく事務のうち、次に掲げるもの(右欄に掲げる市に住所を有する者に係るもの(急を要する場合その他の規則で定める場合を除く。)に限る。)

(1) 法第3条第1項の規定による一般旅券の発給の申請の受理

(2) 法第3条第2項ただし書の規定による身分上の事実の確認

(3) 法第3条第2項第2号の規定による身分上の事実の認定

(4) 法第3条第3項(法第9条第3項において準用する場合を含む。)の規定によ

飯田市

る申請者の確認及び書類の提示又は提出の要求

- (5) 法第8条第1項(法第9条第3項、第10条第4項及び第12条第3項において準用する場合を含む。)の規定による一般旅券の交付
- (6) 法第8条第3項の規定による一般旅券の交付
- (7) 法第9条第1項の規定による一般旅券の渡航先の追加の申請の受理
- (8) 法第10条第1項の規定による一般旅券の返納の受理
- (9) 法第11条の規定による一般旅券の返納の受理
- (10) 法第12条第1項の規定による一般旅券の査証欄の増補の申請の受理
- (11) 法第17条第1項の規定による一般旅券の紛失又は焼失の届出の受理
- (12) 法第17条第2項の規定による一般旅券の紛失又は焼失の届出の受理
- (13) 法第17条第3項の規定による届出者の確認及び書類の提示又は提出の要求
- (14) 法第19条第5項の規定による一般旅券の返納の受理
- (15) 法第19条第6項の規定による一般旅券の消印及び還付
- (16) 長野県収入証紙条例第5条の規定による消印((5)の交付(法第10条第4項において準用する法第8条第1項の規定によるものを除く。)に係るものに限る。)

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に旅券法(昭和26年法律第267号)第3条第1項の規定による一般旅券の発給の申請、同法第9条第1項の規定による一般旅券の渡航先の追加の申請及び同法第12条第1項の規定による一般旅券の査証欄の増補の申請をしている者に対する同法第8条第1項(同法第9条第3項及び第12条第3項において準用する場合を含む。)及び第3項の規定による一般旅券の交付については、この条例による改正後の知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例別表の1の3の項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

国際課

幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する条例をここに公布します。

平成26年12月18日

長野県知事 阿部 守一

長野県条例第45号

幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する条例

(趣旨等)

第1条 この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号。次条及び附則第2項において「法」という。)第13条第1項の規定により、幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準について定めるものとする。

2 この条例で定める幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準(第3条において「設備運営基準」という。)は、園児(幼保連携型認定こども園に在籍する子どもをいう。以下同じ。)が、明るくかつ衛生的な環境において、素養がありかつ適切な養成又は訓練を受けた職員の指導により、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語の意義は、法で使用する用語の意義による。

(設備運営基準の向上)

第3条 知事は、設備運営基準を常に向上させるよう努めるとともに、その監督に属する幼保連携型認定こども園に対し、長野県幼保連携型認定こども園審議会の意見を聴いた上で、設備運営基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができる。

(学級の編制)

第4条 満3歳以上の園児については、幼稚園教育要領(平成20年文部科学省告示第26号)に従って編制された教育課程に基づく教育を行うため、学級を編制するものとする。

2 1学級の園児数は、30人以下を原則とする。

3 学級は、学年の初めの日の前日において同じ年齢にある園児で編制することを原則とする。

(職員)

第5条 幼保連携型認定こども園には、各学級ごとに担当する専任の主幹保育教諭、指導保育教諭又は保育教諭(以下この条において「保育教諭等」という。)を1人以上置かなければならない。

2 特別の事情があるときは、保育教諭等は、専任の副園長若しくは教頭が兼ね、又は幼保連携型認定こども園の学級数の3分の1の範囲内で、専任の助保育教諭若しくは講師をもって代えることができる。

3 園児の教育及び保育（満3歳未満の園児については、その保育。以下同じ。）に直接従事する職員（副園長若しくは教頭（それぞれ幼稚園の教諭の普通免許状（教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条第2項に規定する普通免許状をいう。）を有し、かつ、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第18条の18第1項の登録を受けたものに限る。）、保育教諭等、助保育教諭又は講師に限る。）の数は、次の表の左欄に掲げる園児数の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める員数（満4歳以上の園児及び満3歳以上満4歳未満の園児に係る員数にあっては、当該員数が学級数を下るときは、当該学級数に相当する数）を合算した数（園長が専任でない場合にあっては、原則として1人を加えた数）以上とする。ただし、当該職員の数は、常時2人を下ってはならない。

園 児 数	員 数
満4歳以上の園児おおむね30人	1人
満3歳以上満4歳未満の園児おおむね20人	1人
満1歳以上満3歳未満の園児おおむね6人	1人
満1歳未満の園児おおむね3人	1人

4 幼保連携型認定こども園には、調理員を置かなければならない。ただし、満3歳以上の園児に対する食事の提供について、第14条第1項において読み替えて準用する児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成24年長野県条例第69号。第8条及び第14条において「児童福祉施設基準条例」という。）第45条前段に規定する方法により行う幼保連携型認定こども園のうち、調理業務の全部を委託するものにおいては、当該食事の提供に係る調理員を置かないことができる。

5 幼保連携型認定こども園には、次に掲げる職員を置くよう努めなければならない。

- (1) 副園長又は教頭
 - (2) 主幹養護教諭、養護教諭又は養護助教諭
 - (3) 事務職員
- （位置及び設備に関する一般的基準）

第6条 幼保連携型認定こども園の位置は、その運営上適切で、通園の際安全な環境にこれを定めなければならない。

2 幼保連携型認定こども園の設備は、指導上、保健衛生上、安全上及び管理上適切なものでなければならない。
（園舎及び園庭）

第7条 幼保連携型認定こども園には、園舎及び園庭を備えなければならない。

2 園舎は、2階建以下を原則とする。ただし、特別の事情がある場合は、3階建以上とすることができる。

3 乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室又は便所（以下この条において「乳児室等」という。）は、1階に設けるものとする。ただし、園舎が規則で定める要件を満たすときは乳児室等を2階に、前項ただし書の規定により園舎を3階建以上とする場合であって規則で定める要件を満たすときは乳児室等を3階以上の階に設けることができる。

4 前項ただし書の場合において、3階以上の階に設けられる乳児室等は、原則として、満3歳未満の園児の保育の用に供するものでなければならない。

5 園舎及び園庭は、同一の敷地内又は隣接する位置に設けることを原則とする。

6 園舎の面積は、次に掲げる面積を合算した面積以上とする。

(1) 次の表の左欄に掲げる学級数の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める面積

学 級 数	面 積
1学級	180 平方メートル
2学級以上	$320 + 100 \times (\text{学級数} - 2)$ 平方メートル

(2) 満3歳未満の園児数に応じ、次条第6項の規定により算定した面積

7 園庭の面積は、次に掲げる面積を合算した面積以上とする。

(1) 次に掲げる面積のうちいずれか大きい面積

ア 次の表の左欄に掲げる学級数の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める面積

学 級 数	面 積
2学級以下	$330 + 30 \times (\text{学級数} - 1)$ 平方メートル
3学級以上	$400 + 80 \times (\text{学級数} - 3)$ 平方メートル

イ 3.3 平方メートルに満3歳以上の園児数を乗じて得た面積

(2) 3.3 平方メートルに満2歳以上満3歳未満の園児数を乗じて得た面積
（園舎に備えるべき設備）

- 第8条 園舎には、次に掲げる設備（第1号に掲げる設備については、満2歳未満の保育を必要とする子どもを入园させる場合に限る。）を備えなければならない。ただし、特別の事情があるときは、保育室と遊戯室及び職員室と保健室とは、それぞれ兼用することができる。
- (1) 乳児室又はほふく室
 - (2) 保育室
 - (3) 遊戯室
 - (4) 職員室
 - (5) 保健室
 - (6) 調理室
 - (7) 便所
 - (8) 飲料水用設備、手洗用設備及び足洗用設備
- 2 保育室（満3歳以上の園児に係るものに限る。）の数は、学級数を下ってはならない。
- 3 満3歳以上の園児に対する食事の提供について、第14条第1項において読み替えて準用する児童福祉施設基準条例第45条前段に規定する方法により行う幼保連携型認定こども園にあっては、第1項の規定にかかわらず、当該食事の提供に係る調理室を備えないことができる。この場合において、当該幼保連携型認定こども園においては、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該幼保連携型認定こども園において行うことが必要な調理のための冷蔵庫、加熱器具、流しその他の加熱、保存等の調理機能を有する適切な設備を備えなければならない。
- 4 園児に対する食事の提供について、幼保連携型認定こども園内で調理する方法により行う園児数が20人に満たない場合においては、当該食事の提供を行う幼保連携型認定こども園は、第1項の規定にかかわらず、調理室を備えないことができる。この場合において、当該幼保連携型認定こども園においては、当該食事の提供について当該方法により行うために必要な調理設備を備えなければならない。
- 5 飲料水用設備は、手洗用設備又は足洗用設備と区別して備えなければならない。
- 6 次の各号に掲げる設備の面積は、当該各号に定める面積以上とする。
- (1) 乳児室 1.65平方メートルに満2歳未満の園児のうちほふくしないものの数を乗じて得た面積
 - (2) ほふく室 3.3平方メートルに満2歳未満の園児のうちほふくするものの数を乗じて得た面積
 - (3) 保育室又は遊戯室 1.98平方メートルに満2歳以上の園児数を乗じて得た面積
- 7 第1項に掲げる設備のほか、園舎には、次に掲げる設備を備えるよう努めなければならない。
- (1) 放送聴取設備
 - (2) 映写設備
 - (3) 水遊び場
 - (4) 園児清浄用設備
 - (5) 図書室
 - (6) 会議室
- （園具及び教具）
- 第9条 幼保連携型認定こども園には、学級数及び園児数に応じ、教育上及び保育上、保健衛生上並びに安全上必要な種類及び数の園具及び教具を備えなければならない。
- 2 前項の園具及び教具は、常に改善し、及び補充しなければならない。
- （教育及び保育を行う期間及び時間）
- 第10条 幼保連携型認定こども園における教育及び保育を行う期間及び時間は、次に掲げる要件を満たすものでなければならない。
- (1) 毎学年の教育週数は、特別の事情のある場合を除き、39週を下ってはならないこと。
 - (2) 教育に係る標準的な1日当たりの時間（次号において「教育時間」という。）は、4時間とし、園児の心身の発達の程度、季節等に適切に配慮すること。
 - (3) 保育を必要とする子どもに該当する園児に対する教育及び保育の時間（満3歳以上の当該園児については、教育時間を含む。）は、1日につき8時間を原則とすること。
- 2 前項第3号の時間については、その地域における園児の保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮して、園長がこれを定めるものとする。
- （履修困難な教育内容）
- 第11条 園児が心身の状況によって履修することが困難な教育内容は、その園児の心身の状況に適合するように課さなければならない。
- （子育て支援事業の内容）
- 第12条 幼保連携型認定こども園における保護者に対する子育ての支援は、保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本認識の下に、子育てを自ら実践する力の向上を積極的に支援することを旨として、教育及び保育に関する専門性を十分に活用し、子育て支援事業を保護者の要請に応じ適切に提供し得る体制の下で行うものとする。その際、地域の人材や社会資源の活用を図るよう努めるものとする。
- 2 子育て支援事業は、次に掲げるところにより実施するものとする。

- (1) 地域の子ども及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設する事業を週に1日以上実施すること。
- (2) 幼保連携型認定こども園において、子どもの養育に関する問題につき、その保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他必要な援助を行う事業を全ての開園日に実施すること。
- (3) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第2号）第2条第2号から第5号までのいずれかの事業を実施すること。

(揭示)

第13条 幼保連携型認定こども園は、その建物又は敷地の公衆の見やすい場所に、当該施設が幼保連携型認定こども園である旨を掲示しなければならない。

(準用)

第14条 児童福祉施設基準条例第3条第2項及び第3項、第4条第1項から第3項まで及び第5項、第5条、第7条、第9条から第11条まで、第13条（第4項ただし書を除く。）、第18条から第20条まで、第45条前段並びに第49条の規定は、幼保連携型認定こども園について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる児童福祉施設基準条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える児童福祉施設基準条例の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第3条の見出し及び同条第3項	最低基準	設備運営基準
第3条第2項	最低基準	幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する条例（以下「幼保連携型認定こども園基準条例」という。）第1条第2項に規定する設備運営基準（次項において「設備運営基準」という。）
第4条第1項	入所者の	幼保連携型認定こども園基準条例第1条第2項に規定する園児（以下「園児」という。）の
	入所者一人一人	園児一人一人
第4条第2項及び第13条第5項	児童の	園児の
第4条第3項	法	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（第7条及び第11条において「認定こども園法」という。）
第7条第1項	法	認定こども園法
第9条（見出しを含む。）、第18条第1項、第19条第1項並びに第20条第1項及び第3項	入所者	園児
第9条	入所に	入園に
第10条	入所中の児童	園児
第11条	児童福祉施設の長は、入所中の児童等（法第33条の7に規定する児童等をいう。）に対し、法第47条第1項本文の規定により親権を行うことにより懲戒するとき又は同条第3項	認定こども園法第14条第1項に規定する園長（第49条において「園長」という。）は、法第47条第3項
	当該児童等	園児
第13条第1項	入所者	保育を必要とする子どもに該当する園児（以下この条において「要保育園児」という。）
	第8条本文	幼保連携型認定こども園基準条例第14条第2項において読み替えて準用する第8条本文

	社会福祉施設	学校、社会福祉施設等
第13条第2項及び第3項	入所者	要保育園児
第18条第3項	、入所者	、園児
	当該入所者又はその	当該園児の
第19条第1項	援助等	教育及び保育(満3歳未満の園児については、その保育。以下同じ。)並びに子育ての支援
第19条第3項並びに第20条第1項及び第3項	援助等	教育及び保育並びに子育ての支援
第45条	第13条第1項	幼保連携型認定こども園基準条例第14条第1項において読み替えて準用する第13条第1項
	幼児	園児
第49条	保育所の長	園長
	入所している乳幼児	園児
	保育	教育及び保育

2 児童福祉施設基準条例第8条の規定は、幼保連携型認定こども園の職員及び設備について準用する。この場合において、同条の見出し中「社会福祉施設を併せて設置するときの設備及び職員」とあるのは職員については「学校又は社会福祉施設の職員を兼ねるときの職員」と、設備については「学校、社会福祉施設等の設備を兼ねるときの設備」と、同条中「他の社会福祉施設を併せて設置するときは、必要に応じ」とあるのは「その運営上必要と認められる場合は、」と、「設備及び職員」とあるのは職員については「職員」と、設備については「設備」と、「当該社会福祉施設」とあるのは職員については「他の学校又は社会福祉施設」と、設備については「他の学校、社会福祉施設等」と、「入所者の居室及び各施設に特有の設備並びに入所者の保護に直接従事する職員」とあるのは職員については「幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する条例第1条第2項に規定する園児の保育に直接従事する職員」と、設備については「乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室又は便所」と読み替えるものとする。

(補則)

第15条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律(平成24年法律第66号。次項において「改正法」という。)の施行の日から施行する。
(みなし幼保連携型認定こども園に関する経過措置)
- みなし幼保連携型認定こども園(改正法附則第3条第1項の規定により法第17条第1項の設置の認可があったものとみなされた改正法附則第3条第1項に規定する旧幼保連携型認定こども園をいう。次項において同じ。)の職員の配置については、第5条第3項の規定にかかわらず、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)から起算して5年間は、なお従前の例によることができる。
- みなし幼保連携型認定こども園の設備については、第7条から第9条までの規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例によることができる。
(幼保連携型認定こども園の職員配置に係る特例)
- 副園長又は教頭を置く幼保連携型認定こども園についての第5条第3項の規定の適用については、施行日から起算して5年間は、同項中「かつ、」とあるのは、「又は」とすることができる。
(幼保連携型認定こども園の設置に係る特例)
- 施行日の前日において現に幼稚園(その運営の実績その他により適正な運営が確保されていると認められるものに限る。以下この項及び附則第7項において同じ。)を設置している者が、当該幼稚園を廃止し、当該幼稚園と同一の所在場所において、当該幼稚園の設備を用いて幼保連携型認定こども園を設置する場合における当該幼保連携型認定こども園に係る第7条第3項及び第7項並びに第8条第6項の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句												
第7条第3項	が規則で定める要件を満たす	が耐火建築物で、園児の待避上必要な設備を備える												
第7条第7項	<p>(1) 次に掲げる面積のうちいずれか大きい面積</p> <p>ア 次の表の左欄に掲げる学級数の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める面積</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>学級数</th> <th>面積</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2学級以下</td> <td>$330+30 \times (\text{学級数}-1)$ 平方メートル</td> </tr> <tr> <td>3学級以上</td> <td>$400+80 \times (\text{学級数}-3)$ 平方メートル</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 3.3平方メートルに満3歳以上の園児数を乗じて得た面積</p>	学級数	面積	2学級以下	$330+30 \times (\text{学級数}-1)$ 平方メートル	3学級以上	$400+80 \times (\text{学級数}-3)$ 平方メートル	<p>(1) 次の表の左欄に掲げる学級数の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める面積</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>学級数</th> <th>面積</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2学級以下</td> <td>$330+30 \times (\text{学級数}-1)$ 平方メートル</td> </tr> <tr> <td>3学級以上</td> <td>$400+80 \times (\text{学級数}-3)$ 平方メートル</td> </tr> </tbody> </table>	学級数	面積	2学級以下	$330+30 \times (\text{学級数}-1)$ 平方メートル	3学級以上	$400+80 \times (\text{学級数}-3)$ 平方メートル
学級数	面積													
2学級以下	$330+30 \times (\text{学級数}-1)$ 平方メートル													
3学級以上	$400+80 \times (\text{学級数}-3)$ 平方メートル													
学級数	面積													
2学級以下	$330+30 \times (\text{学級数}-1)$ 平方メートル													
3学級以上	$400+80 \times (\text{学級数}-3)$ 平方メートル													
第8条第6項	<p>(1) 乳児室 1.65平方メートルに満2歳未満の園児のうちほふくしないものの数を乗じて得た面積</p> <p>(2) ほふく室 3.3平方メートルに満2歳未満の園児のうちほふくするものの数を乗じて得た面積</p> <p>(3) 保育室又は遊戯室 1.98平方メートルに満2歳以上の園児数を乗じて得た面積</p>	<p>(1) 乳児室 1.65平方メートルに満2歳未満の園児のうちほふくしないものの数を乗じて得た面積</p> <p>(2) ほふく室 3.3平方メートルに満2歳未満の園児のうちほふくするものの数を乗じて得た面積</p>												

6 施行日の前日において現に保育所（その運営の実績その他により適正な運営が確保されていると認められるものに限る。以下この項及び次項において同じ。）を設置している者が、当該保育所を廃止し、当該保育所と同一の所在場所において、当該保育所の設備を用いて幼保連携型認定こども園を設置する場合における当該幼保連携型認定こども園に係る第7条第6項及び第7項の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句						
第7条第6項	<p>(1) 次の表の左欄に掲げる学級数の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める面積</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>学級数</th> <th>面積</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1学級</td> <td>180 平方メートル</td> </tr> <tr> <td>2学級以上</td> <td>$320+100 \times (\text{学級数}-2)$ 平方メートル</td> </tr> </tbody> </table>	学級数	面積	1学級	180 平方メートル	2学級以上	$320+100 \times (\text{学級数}-2)$ 平方メートル	(1) 満3歳以上の園児数に応じ、次条第6項の規定により算定した面積
学級数	面積							
1学級	180 平方メートル							
2学級以上	$320+100 \times (\text{学級数}-2)$ 平方メートル							
第7条第7項	<p>(1) 次に掲げる面積のうちいずれか大きい面積</p> <p>ア 次の表の左欄に掲げる学級数の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める面積</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>学級数</th> <th>面積</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2学級以下</td> <td>$330+30 \times (\text{学級数}-1)$ 平方メートル</td> </tr> <tr> <td>3学級以上</td> <td>$400+80 \times (\text{学級数}-3)$ 平方メートル</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 3.3平方メートルに満3歳以上の園児数を乗じて得た面積</p>	学級数	面積	2学級以下	$330+30 \times (\text{学級数}-1)$ 平方メートル	3学級以上	$400+80 \times (\text{学級数}-3)$ 平方メートル	(1) 3.3平方メートルに満3歳以上の園児数を乗じて得た面積
学級数	面積							
2学級以下	$330+30 \times (\text{学級数}-1)$ 平方メートル							
3学級以上	$400+80 \times (\text{学級数}-3)$ 平方メートル							

7 施行日の前日において現に幼稚園又は保育所を設置している者が、当該幼稚園又は保育所を廃止し、当該幼稚園又は保育所と同一の所在場所において、当該幼稚園又は保育所の設備を用いて幼保連携型認定こども園を設置する場合における当該幼保連携型認定こども園であって、当該幼保連携型認定こども園の園舎と同一の敷地内又は隣接する位置に園庭（第7条第7項第1号の面積以上の面積のものに限る。）を設けるものは、同条第5項の規定にかかわらず、当分の間、次に掲げる要件の全てを満たす場所に園庭を設けることができる。この場合において、当該幼保連携型認定こども園は、満3歳以上の園児の教育及び保育に支障がないようにしなければならない。

- (1) 園児が安全に移動できる場所にあること。
- (2) 園児が安全に利用できる場所であること。

- (3) 園児が日常的に利用できる場所であること。
- (4) 教育及び保育の適切な提供が可能な場所であること。

こども・家庭課

長野県幼保連携型認定こども園審議会条例をここに公布します。

平成26年12月18日

長野県知事 阿部守一

長野県条例第46号

長野県幼保連携型認定こども園審議会条例

(設置)

第1条 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第25条の規定による審議会その他の合議制の機関として、長野県幼保連携型認定こども園審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(組織)

第2条 審議会は、委員9人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから知事が任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 子どもの保護者
- (3) 子どもの教育又は保育に関する事業に従事する者
- (4) 市町村の職員

(任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第4条 審議会に会長を置き、委員が互選する。

- 2 会長は、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門委員)

第6条 専門の事項を調査審議するため、必要があるときは、審議会に専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、学識経験者のうちから知事が任命する。
- 3 専門委員は、当該専門事項に関する調査を終了したときは、解任されるものとする。

(幹事)

第7条 審議会に、必要があるときは幹事を置くことができる。

- 2 幹事は、県職員のうちから知事が任命する。
- 3 幹事は、審議会の所掌事務について、委員及び専門委員を補佐する。

(補則)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、知事が定める。

附則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
(特別職の職員等の給与に関する条例の一部改正)
- 2 特別職の職員等の給与に関する条例(昭和27年長野県条例第10号)の一部を次のように改正する。

別表第3の3中

青少年問題協議会の委員	を
幼保連携型認定こども園審議会の委員及び専門委員	に改
青少年問題協議会の委員	める。

こども・家庭課

認定こども園の認定の要件に関する条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成26年12月18日

長野県知事 阿部守一

長野県条例第47号

認定こども園の認定の要件に関する条例の一部を改正する条例

認定こども園の認定の要件に関する条例(平成18年長野県条例第63号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件に関する条例

第1条中「より、」の次に「幼保連携型認定こども園以外の」を加える。

第2条第1号を次のように改める。

(1) 認定こども園 次号から第4号までに掲げる施設をいう。

第2条第2号のイを次のように改める。

イ 法第3条第3項の認定を受けた幼稚園及び保育機能施設

第2条第4号中「認可外保育施設」を「保育機能施設」に改め、同条に次の1項を加える。

2 前項に定めるもののほか、この条例において使用する用語の意義は、法で使用する用語の意義による。

第3条第1項第1号中「児童福祉法第39条第1項に規定する幼児」を「保育を必要とする子ども」に、「保育」を「教育」に改め、同項第2号中「(保育所又は認可外保育施設をいう。以下同じ。)」を削り、「児童福祉法第39条第1項に規定する幼児」を「保育を必要とする子ども」に、「当該幼児」を「当該保育を必要とする子ども」に、「同法」を「児童福祉法(昭和22年法律第164号)」に、「実施」を「利用」に改め、同条第2項第1号のア中「幼保連携施設(」を

「同項に規定する連携施設()に、「認定対象幼保連携施設」を「認定対象連携施設」に、「保育所等」を「保育機能施設」に改め、同号のイ中「認定対象幼保連携施設」を「認定対象連携施設」に、「保育所等」を「保育機能施設」に改め、同項第2号中「認定対象幼保連携施設」を「認定対象連携施設」に改める。

別表の第1の1中「保育」を「教育及び保育」に改め、同1の(1)及び(2)中「に満たない」を「未滿の」に改め、同1の(3)を削り、同1の(4)中「1日に8時間程度利用する子ども(以下「長時間利用児」という。)のうち」を削り、「に満たない」を「未滿の」に改め、同(4)を同1の(3)とし、同1の(5)を同1の(4)とし、同第1の2中「する保育」を「する教育及び保育」に、「に満たない」を「未滿の」に改め、同第1の3中「保育に」を「教育及び保育に」に改め、同第1の4中「については、短時間利用児及び長時間利用児」を「であって、幼稚園と同様に1日に4時間程度利用するもの(第4の2において「教育時間相当利用児」という。)及び保育所と同様に1日に8時間程度利用するもの(第4の2において「教育保育時間相当利用児」という。)」に改め、同第1の5中「あたり」を「当たり」に改め、同表の第2の1中「保育所等」を「保育機能施設」に改め、同第2の2中「満3歳に満たない」を「満3歳未滿の」に、「除く」を「除く。4において同じ」に改め、同2ただし書中「幼稚園又は」及び「幼保連携型認定子ども園、」を削り、「に満たない」を「未滿の」に改め、同第2の4ただし書中「保育所等が幼保連携型認定子ども園、」を「保育機能施設が」に改め、「(満3歳に満たない子どもの保育を行う場合にあっては、その子どもの保育の用に供する保育室、乳児室その他の施設設備の面積を除く。)」を削り、同第2の5ただし書中「、幼保連携型認定子ども園」を削り、同第2の6ただし書中「ただし、既存の幼稚園又は保育所等が幼保連携型認定子ども園、」を「ただし、既存の保育所等が」に、「保育所等が幼保連携型認定子ども園、幼稚園型認定子ども園」を「保育機能施設が幼稚園型認定子ども園」に改め、同6の(2)の表中「に満たない」を「未滿の」に改め、同7ただし書を次のように改める。

ただし、次の(1)又は(2)に掲げる場合の区分に応じ、当該(1)又は(2)に定める設備を設けるときは、この限りでない。

- (1) 第3の2ただし書に規定する場合 冷蔵庫、加熱器具、流しその他の加熱、保存等の調理機能を有する適切な設備
- (2) 幼稚園型認定子ども園の子どもに対する食事の提供について、当該幼稚園型認定子ども園内で調理する方法により行う子どもの数が20人に満たない場合 当該方法により行うために必要な調理設備

別表の第2の8を削り、同第2の9中「に満たない」を「未滿の」に改め、同9を同第2の8とし、同第2の10中「9」を「8」に、「に満たない」を「未滿の」に改め、同10を同第2の9とし、同第2に次のように加える。

10 施設設備の内装等には、木材を利用するよう努めること。

別表の第3に次のように加える。

- 3 子どもの食事の内容は、県産の農畜産物等を利用したものと努めること。

別表の第4の2中「短時間利用児及び長時間利用児」を「教育時間相当利用児及び教育保育時間相当利用児」に改め、同表の第7の3中「平成18年文部科学省・厚生労働省令第3号」を「平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第2号」に改め、同表の第8の1中「に欠ける」を「を必要とする」に、「保育時間」を「教育及び保育の時間」に改め、同第8の2中「に欠ける」を「を必要とする」

に、「保育を」を「教育及び保育を」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律(平成24年法律第66号)の施行の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日の前日において現に存するこの条例による改正前の認定子ども園の認定の要件に関する条例第2条第2号に規定する幼稚園型認定子ども園、同条第3号に規定する保育所型認定子ども園及び同条第4号に規定する地方裁量型認定子ども園の職員の配置については、この条例による改正後の幼保連携型認定子ども園以外の認定子ども園の認定の要件に関する条例別表の第1の1の規定にかかわらず、この条例の施行の日から起算して5年間は、なお従前の例によることができる。

子ども・家庭課

児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成26年12月18日

長野県知事 阿部 守一

長野県条例第48号

児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例(平成24年長野県条例第69号)の一部を次のように改正する。

第14条第2項中「実施の」を「提供若しくは法第24条第5項若しくは第6項の規定による措置の」に改める。

第16条中「児童福祉施設」の次に「(保育所を除く。)」を加え、同条に次の1項を加える。

- 2 保育所は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかななければならない。

- (1) 施設の目的及び運営の方針
- (2) 提供する保育の内容
- (3) 職員の職種、員数及び職務の内容
- (4) 保育の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日
- (5) 保護者から受領する費用の種類、支払いを求める理由及び額
- (6) 乳児、満3歳に満たない幼児及び満3歳以上の幼児の区分ごとの利用定員
- (7) 保育所の利用の開始及び終了に関する事項並びに利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) その他保育所の運営に関する重要事項

第50条第1項中「行うよう努めるとともに、外部の者による」を「行い、常にその改善を図らなければならない。この場合において、保育所は、」に、「を受ける」を「の結果を公表する」に改め、同条第2項中「前項の評価の結果を公表するよう努めるとともに」を「定期的に外部の者による評価を受けて、その結果を公表し」に改める。

附 則

この条例は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成24年法律第67号）の施行の日から施行する。

子ども・家庭課

貸付金免除条例等の一部を改正する条例をここに公布します。

平成26年12月18日

長野県知事 阿 部 守 一

長野県条例第49号

貸付金免除条例等の一部を改正する条例

（貸付金免除条例の一部改正）

第1条 貸付金免除条例（昭和39年長野県条例第33号）の一部を次のように改正する。

本則の表の長野県看護職員修学資金貸与規程（昭和37年長野県告示第355号）の項中「第6条の2第3項」を「第6条の2の2第3項」に、「指定医療機関」を「指定発達支援医療機関」に改める。

（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正）

第2条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例（平成24年長野県条例第61号）の一部を次のように改正する。

第84条第2項中「第6条の2第2項」を「第6条の2の2第2項」に改める。

（児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の従業者、設備及び運営の基準に関する条例の一部改正）

第3条 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の従業者、設備及び運営の基準に関する条例（平成24年長野県条例第66号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「第6条の2第8項」を「第6条の2の2第8項」に改める。

（児童福祉法に基づく指定障害児入所施設の従業者、設備及び運営の基準に関する条例の一部改正）

第4条 児童福祉法に基づく指定障害児入所施設の従業者、設備及び運営の基準に関する条例（平成24年長野県条例第67号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項第1号中「第6条の2第3項」を「第6条の2の2第3項」に改める。

附 則

この条例は、平成27年1月1日から施行する。

医療推進課
障がい者支援課

特別職の職員等の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成26年12月18日

長野県知事 阿 部 守 一

長野県条例第50号

特別職の職員等の給与に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員等の給与に関する条例（昭和27年長野県条例第10号）の一部を次のように改正する。

別表第3の3中 「 感染症診査協議会の委員 」を

「 感染症診査協議会の委員
指定難病審査会の委員
小児慢性特定疾病審査会の委員 」に改める。

保健・疾病対策課

資金積立基金条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成26年12月18日

長野県知事 阿 部 守 一

長野県条例第51号

資金積立基金条例の一部を改正する条例

別表の長野県福祉基金の項の次に次のように加える。

長野県地域医療介護総合確保基金	地域における医療及び介護の総合的な確保を図る。	地域における医療及び介護の総合的な確保のための事業に要する費用の財源に充てる。
-----------------	-------------------------	---

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

介護支援課

勤労者福祉施設条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成26年12月18日

長野県知事 阿部 守 一

長野県条例第52号

勤労者福祉施設条例の一部を改正する条例

勤労者福祉施設条例(昭和42年長野県条例第10号)の一部を次のように改正する。

第3条中「次」を「次の表」に改め、同条の表を次のように改める。

名 称	位 置
長野県飯田勤労者福祉センター	飯田市
長野県松本勤労者福祉センター	松本市
長野県中野勤労者福祉センター	中野市
長野県戸倉野外趣味活動センター	千曲市

別表の1の(1)のアの長野県佐久勤労者福祉センターの項を削り、同アの長野県飯田勤労者福祉センターの項中

1,100	1,600	2,200	2,700	3,800	4,900	500
-------	-------	-------	-------	-------	-------	-----

を

円 1,100	円 1,600	円 2,200	円 2,700	円 3,800	円 4,900	円 500
------------	------------	------------	------------	------------	------------	----------

に改め、同アの長野県木曾勤労者福祉センターの項を

削り、同表の2の(1)を次のように改める。

(1) 入場料又はこれに類するものを徴収しないで利用する場合

区 分	金 額						
	午前8時30分 から正午 まで	正午から午 後5時まで	午後5時か ら午後9時 30分まで	午前8時30 分から午後 5時まで	正午から午 後9時30分 まで	午前8時30 分から午後 9時30分ま で	
全部を利用する 場合	アマチュアスポーツ又はレクリエーション に利用する場合	円 1,700	円 2,400	円 3,200	円 4,100	円 5,600	円 7,300
	討論会、講習会、講演会、展示会、芸術の 発表会その他これらに類するものに利用す る場合(営業のために利用する場合を除く。)	3,300	4,800	6,500	8,100	11,300	14,600
	上記のいずれにも該当しない催物に利用す る場合	8,100	11,600	15,600	19,700	27,200	35,300
一部を利用する 場合	半面を専用する場合	全部を利用する場合の項に掲げる区分に従い、当該区分に定める額の2分の1に相当する額					
	専用しない場合	1人2時間について100円 (2時間未満の端数があるときは、2時間に切り上げる。)					

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

労働雇用課

長野県学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成26年12月18日

長野県知事 阿部 守一

長野県条例第53号

長野県学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

長野県学校職員の給与に関する条例（昭和29年長野県条例第2号）の一部を次のように改正する。

別表第1から別表第5までを次のように改める。

（別表第1）（第5条関係）

教育職給料表(1)

職員の 区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	号 俸	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
	1	164,600	207,300	268,200	318,900	410,500	589,900
	2	166,700	209,500	271,300	322,300	413,000	725,100
	3	168,700	211,700	274,400	325,800	415,400	
	4	170,700	213,900	277,400	329,400	417,900	
	5	172,700	216,000	280,400	332,900	420,400	
	6	175,200	218,200	283,200	336,300	422,900	
	7	177,700	220,400	285,900	339,800	425,400	
	8	180,200	222,500	288,600	343,300	427,900	
	9	182,700	224,800	291,400	346,900	430,100	
	10	185,500	227,200	294,300	350,200	432,600	
	11	188,200	229,600	297,200	353,500	435,100	
	12	190,900	232,000	300,100	356,800	437,500	
	13	193,600	234,300	302,700	360,000	439,300	
	14	195,500	236,700	305,300	362,500	441,500	
	15	197,500	239,100	307,800	365,000	443,900	
	16	199,400	241,500	310,300	367,600	446,200	
	17	201,400	243,600	312,700	370,300	448,600	
	18	203,200	246,700	315,400	372,600	451,000	
	19	205,000	249,800	318,200	374,900	453,400	
	20	206,700	252,900	321,000	377,200	455,800	
	21	208,500	256,000	323,600	379,400	458,100	
	22	210,400	259,100	326,400	381,500	460,600	
	23	212,300	262,300	329,300	383,600	463,000	
	24	214,200	265,400	332,100	385,700	465,400	
	25	216,200	268,300	334,500	387,600	467,400	
	26	218,300	271,300	337,000	389,500	469,600	
	27	220,400	274,300	339,400	391,400	471,800	
	28	222,500	277,300	341,900	393,400	474,000	
	29	224,500	280,300	344,300	395,400	476,200	
	30	226,700	283,000	346,500	397,200	478,600	
	31	229,000	285,700	348,700	398,900	480,900	
	32	231,300	288,400	350,900	400,700	483,300	
	33	233,700	291,000	353,200	402,500	485,700	
	34	235,600	293,900	355,500	404,300	488,000	
	35	237,500	296,700	357,800	406,000	490,300	
	36	239,400	299,500	360,100	407,800	492,600	

	37	241,300	302,200	362,100	409,300	494,900
	38	243,300	304,400	364,200	411,000	496,900
	39	245,200	306,700	366,300	412,700	498,900
	40	247,200	309,000	368,300	414,300	500,900
	41	249,300	311,100	370,300	415,600	503,000
	42	251,200	312,300	372,200	417,200	504,900
	43	253,100	313,500	374,000	418,800	506,800
	44	255,000	314,700	375,900	420,400	508,700
	45	256,800	315,800	377,900	421,800	510,700
	46	258,700	317,000	379,700	423,400	512,600
	47	260,600	318,200	381,400	425,000	514,500
	48	262,600	319,400	383,200	426,600	516,400
	49	264,200	320,400	385,100	428,100	518,400
	50	265,400	321,500	386,900	429,400	520,200
	51	266,600	322,600	388,700	430,700	522,100
	52	267,900	323,600	390,500	432,000	524,100
	53	268,800	324,800	391,800	432,800	526,100
	54	269,900	325,800	393,400	433,800	527,800
	55	271,000	326,900	394,900	434,700	529,500
	56	272,100	328,100	396,500	435,600	531,200
	57	273,300	329,200	397,900	436,500	532,900
	58	274,500	330,300	399,300	437,600	534,200
	59	275,700	331,400	400,800	438,700	535,500
	60	276,900	332,400	402,300	439,700	536,800
	61	277,900	333,500	403,600	440,800	538,100
	62	279,000	334,600	405,100	441,900	539,100
	63	280,100	335,700	406,600	443,000	540,100
	64	281,100	336,800	408,100	444,100	541,100
	65	282,100	337,700	409,100	445,100	541,900
	66	283,100	338,800	410,200	446,100	542,800
	67	284,200	339,900	411,300	447,100	543,700
	68	285,300	341,000	412,400	448,100	544,600
	69	286,300	341,900	413,400	449,200	545,500
	70	287,400	343,000	414,300	450,200	546,400
	71	288,500	344,100	415,200	451,200	547,300
	72	289,600	345,200	416,000	452,200	548,200
	73	290,500	345,800	417,000	453,300	549,100
	74	291,600	346,800	417,900	454,300	550,000
	75	292,700	347,800	418,700	455,300	550,900
	76	293,800	348,800	419,600	456,300	551,800
	77	294,600	349,900	420,300	457,300	552,700
	78	295,600	350,900	420,900	458,000	553,600
再任用	79	296,600	351,900	421,500	458,800	554,500
学校職	80	297,600	352,900	422,100	459,500	555,400
員以外	81	298,700	353,900	422,700	460,300	556,300
の職員	82	299,600	354,900	423,300	461,000	
	83	300,500	355,900	423,900	461,700	

84	301,400	356,900	424,500	462,400
85	302,200	357,500	425,000	462,900
86	303,100	358,100	425,600	463,600
87	304,000	358,700	426,200	464,300
88	304,900	359,300	426,800	465,000
89	305,500	360,000	427,300	465,500
90	306,100	360,400	427,900	466,200
91	306,800	360,800	428,500	466,800
92	307,500	361,300	429,100	467,500
93	308,200	361,800	429,500	468,000
94	308,800	362,200	430,000	468,700
95	309,400	362,700	430,500	469,400
96	310,000	363,200	431,000	470,100
97	310,700	363,800	431,600	470,600
98	311,300	364,300	432,100	471,300
99	311,900	364,800	432,600	472,000
100	312,500	365,300	433,100	472,700
101	312,900	365,800	433,700	473,200
102	313,200	366,300	434,200	
103	313,600	366,800	434,700	
104	314,000	367,300	435,200	
105	314,300	367,900	435,800	
106	314,700	368,400	436,300	
107	315,000	368,900	436,800	
108	315,300	369,400	437,300	
109	315,700	370,000	437,900	
110	316,000	370,500	438,400	
111	316,400	371,000	438,900	
112	316,800	371,500	439,400	
113	317,100	372,100	440,000	
114	317,500	372,600	440,500	
115	317,900	373,100	441,000	
116	318,300	373,600	441,500	
117	318,600	374,100	442,100	
118	319,000	374,600		
119	319,400	375,100		
120	319,800	375,600		
121	320,100	376,100		
122	320,500	376,600		
123	320,900	377,100		
124	321,300	377,600		
125	321,500	378,100		
126	321,900	378,600		
127	322,300	379,100		
128	322,700	379,600		
129	322,900	380,100		
130	323,300	380,600		

	131	323,700	381,100				
	132	324,100	381,600				
	133	324,300	382,100				
	134	324,700	382,600				
	135	325,100	383,100				
	136	325,500	383,600				
	137	325,700	384,100				
	138	326,000	384,600				
	139	326,300	385,100				
	140	326,600	385,600				
	141	327,000	386,100				
	142	327,400					
	143	327,700					
	144	328,000					
	145	328,400					
	146	328,700					
	147	329,000					
	148	329,300					
	149	329,700					
	150	330,000					
	151	330,300					
	152	330,500					
	153	330,900					
	154	331,200					
	155	331,500					
	156	331,800					
	157	332,200					
再任用 学校職員		238,500	286,900	299,000	321,400	407,900	

(別表第2)(第5条関係)

教育職給料表(2)

職員の 区分	職務 の級 号 俸	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	151,100	195,300	332,800	423,700
	2	152,600	197,100	335,100	425,600
	3	154,100	198,700	337,400	427,500
	4	155,600	200,400	339,700	429,400
	5	157,300	202,200	342,000	431,300
	6	159,200	203,900	344,300	433,200
	7	161,000	205,600	346,600	435,100
	8	162,800	207,200	348,900	437,000
	9	164,600	209,000	351,100	438,800
	10	166,700	210,900	353,300	440,600
	11	168,700	212,800	355,500	442,500
	12	170,700	214,700	357,700	444,400

13	172,700	216,400	359,900	446,200
14	174,900	218,400	361,900	448,100
15	177,100	220,400	363,900	450,000
16	179,300	222,400	366,000	451,900
17	181,600	224,300	367,900	453,700
18	184,200	227,000	369,900	455,600
19	186,700	229,700	371,900	457,500
20	189,200	232,400	373,900	459,500
21	191,700	235,200	375,900	461,300
22	193,400	238,100	377,900	463,200
23	195,100	241,000	379,900	465,100
24	196,900	243,800	381,800	466,900
25	198,400	246,500	383,300	468,700
26	200,100	249,300	385,200	470,400
27	201,800	252,100	387,100	472,100
28	203,400	254,900	389,000	473,800
29	204,900	257,700	390,900	475,600
30	206,600	260,300	393,000	477,300
31	208,300	263,000	395,000	478,900
32	210,000	265,600	397,000	480,600
33	211,600	268,000	398,800	482,300
34	213,400	270,600	400,500	483,300
35	215,200	273,100	402,200	484,300
36	217,000	275,600	404,000	485,300
37	218,600	278,100	405,200	486,400
38	220,400	280,600	406,700	
39	222,200	283,200	408,100	
40	224,000	285,800	409,600	
41	225,900	288,300	411,300	
42	227,700	290,900	412,700	
43	229,500	293,400	414,200	
44	231,200	295,900	415,800	
45	233,000	298,200	417,500	
46	234,700	300,800	419,100	
47	236,400	303,400	420,700	
48	238,100	306,100	422,300	
49	239,700	308,600	424,000	
50	241,400	311,100	425,600	
51	243,100	313,600	427,200	
52	244,800	316,100	428,800	
53	246,200	318,500	430,500	
54	247,800	320,700	432,100	
55	249,400	322,900	433,700	
56	251,100	325,100	435,300	
57	252,600	327,500	437,000	
58	254,100	329,700	438,600	
59	255,700	331,900	440,100	
60	257,300	334,000	441,700	

	61	258,800	336,200	443,400
	62	260,400	338,400	445,000
	63	262,100	340,600	446,600
	64	263,600	342,800	448,200
	65	265,100	344,800	449,900
	66	266,800	347,000	451,500
	67	268,400	349,200	453,100
	68	270,100	351,400	454,700
	69	271,600	353,400	456,300
	70	273,100	355,500	457,900
	71	274,600	357,600	459,600
	72	276,100	359,700	461,200
再任用 学校職 員以外 の職員	73	277,300	361,500	462,700
	74	278,700	363,400	463,700
	75	280,100	365,400	464,700
	76	281,500	367,300	465,700
	77	282,900	369,300	466,500
	78	284,100	371,000	
	79	285,300	372,700	
	80	286,500	374,400	
	81	287,800	375,900	
	82	289,000	377,400	
	83	290,200	378,900	
	84	291,400	380,400	
	85	292,600	381,500	
	86	293,800	382,900	
	87	295,000	384,300	
	88	296,200	385,700	
	89	297,400	387,000	
90	298,600	388,300		
91	299,800	389,600		
92	301,000	390,900		
93	301,800	392,300		
94	302,900	393,700		
95	304,100	395,000		
96	305,300	396,300		
97	306,300	397,700		
98	307,400	398,700		
99	308,500	399,800		
100	309,600	400,900		
101	310,500	402,000		
102	311,600	403,100		
103	312,700	404,200		
104	313,800	405,300		
105	314,400	406,200		
106	315,300	407,200		
107	316,100	408,200		

108	316,900	409,200		
109	317,800	410,100		
110	318,200	411,000		
111	318,700	411,900		
112	319,200	412,800		
113	319,800	413,500		
114	320,200	414,300		
115	320,700	415,100		
116	321,200	415,900		
117	321,800	416,700		
118	322,300	417,500		
119	322,800	418,200		
120	323,300	419,000		
121	323,900	419,800		
122	324,400	420,300		
123	324,900	420,800		
124	325,400	421,300		
125	326,000	421,700		
126	326,400	422,200		
127	326,800	422,700		
128	327,300	423,200		
129	327,600	423,600		
130	328,000	424,100		
131	328,400	424,600		
132	328,800	425,100		
133	329,000	425,500		
134	329,300	426,000		
135	329,600	426,500		
136	329,900	427,000		
137	330,300	427,400		
138	330,500			
139	330,800			
140	331,100			
141	331,400			
142	331,700			
143	332,000			
144	332,300			
145	332,600			
146	332,900			
147	333,200			
148	333,500			
149	333,700			
150	334,000			
151	334,300			
152	334,600			
153	334,800			
再任用 学校職 員	235,000	279,000	337,200	423,700

(備考) この表の適用を受ける学校職員のうち、その職務の級が3級であるものの給料月額、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。

(別表第3)(第5条関係)

教育職給料表(3)

職員の 区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号 俸	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	151,100	166,900	288,100	413,300
	2	152,600	169,000	291,200	414,900
	3	154,100	171,100	294,300	416,500
	4	155,600	173,300	297,400	418,100
	5	157,300	175,300	300,100	419,800
	6	159,200	177,500	303,000	421,400
	7	161,000	179,700	306,100	423,000
	8	162,800	181,900	309,200	424,600
	9	164,600	184,200	312,200	426,100
	10	166,700	187,000	315,100	427,500
	11	168,700	189,700	318,000	428,900
	12	170,700	192,400	320,900	430,300
	13	172,700	195,300	323,600	431,700
	14	174,900	197,100	325,900	433,100
	15	177,100	198,700	328,200	434,500
	16	179,300	200,400	330,500	435,900
	17	181,600	202,200	332,800	437,200
	18	184,200	203,900	335,100	438,600
	19	186,700	205,600	337,400	439,900
	20	189,200	207,200	339,700	441,300
	21	191,700	209,000	342,000	442,600
	22	193,400	210,900	344,300	444,000
	23	195,100	212,800	346,600	445,400
	24	196,900	214,700	348,900	446,800
	25	198,400	216,400	351,100	448,100
	26	200,000	218,400	353,000	449,400
	27	201,600	220,400	354,900	450,700
	28	203,100	222,400	356,800	452,000
	29	204,800	224,300	358,700	453,300
	30	206,500	227,000	360,600	454,500
	31	208,200	229,700	362,300	455,700
	32	209,900	232,400	364,200	456,900
	33	211,400	235,200	366,000	458,100
	34	213,100	238,100	367,700	459,100
	35	214,800	241,000	369,500	460,000
	36	216,500	243,800	371,300	460,900
	37	218,000	246,500	373,200	461,800
	38	219,700	249,300	374,800	
	39	221,400	252,100	376,400	
	40	223,100	254,900	378,000	

	41	224,900	257,700	379,300
	42	226,700	260,300	380,800
	43	228,500	263,000	382,300
	44	230,200	265,600	383,800
	45	232,100	268,000	385,400
	46	233,800	270,600	387,000
	47	235,500	273,100	388,600
	48	237,200	275,600	390,200
	49	238,900	278,100	391,600
	50	240,600	280,600	393,200
	51	242,300	283,200	394,700
	52	243,900	285,800	396,200
	53	245,200	288,300	397,400
	54	246,900	290,900	398,700
	55	248,500	293,400	399,800
	56	250,200	295,900	401,000
	57	251,600	298,200	402,500
	58	253,100	300,800	403,700
	59	254,600	303,400	405,000
	60	256,100	306,100	406,300
	61	257,600	308,600	407,600
	62	259,100	311,100	408,900
	63	260,600	313,600	410,300
	64	262,100	316,100	411,700
	65	263,400	318,500	412,900
	66	265,000	320,700	414,100
	67	266,600	322,900	415,300
	68	268,100	325,100	416,500
	69	269,800	327,500	417,600
	70	271,300	329,700	418,800
	71	272,800	331,900	420,000
	72	274,300	334,000	421,200
再任用	73	275,500	336,200	422,200
学校職	74	276,800	338,400	423,000
員以外	75	278,100	340,600	423,800
の職員	76	279,400	342,800	424,600
	77	280,800	344,700	425,500
	78	282,000	346,600	426,300
	79	283,200	348,500	427,100
	80	284,400	350,400	427,900
	81	285,700	352,200	428,700
	82	286,800	354,000	429,400
	83	288,000	355,800	430,100
	84	289,200	357,600	430,800
	85	290,200	359,000	431,500
	86	291,200	360,700	432,200
	87	292,200	362,400	432,900
	88	293,200	364,000	433,600

89	294,300	365,500	434,300
90	295,200	366,800	435,000
91	296,100	368,200	435,700
92	297,000	369,600	436,400
93	297,500	371,100	436,900
94	298,300	372,400	
95	299,100	373,700	
96	299,900	375,000	
97	300,700	376,000	
98	301,500	377,000	
99	302,300	378,000	
100	303,100	379,000	
101	304,000	380,100	
102	304,500	381,100	
103	305,000	382,100	
104	305,500	383,100	
105	305,700	384,000	
106	306,100	385,000	
107	306,400	385,900	
108	306,700	386,900	
109	306,900	387,800	
110	307,100	388,800	
111	307,400	389,800	
112	307,700	390,800	
113	307,900	391,600	
114	308,100	392,500	
115	308,300	393,500	
116	308,600	394,400	
117	308,900	395,400	
118	309,200	396,200	
119	309,500	397,000	
120	309,800	397,800	
121	309,900	398,500	
122	310,200	399,300	
123	310,500	400,100	
124	310,800	400,900	
125	311,000	401,600	
126		402,300	
127		403,000	
128		403,700	
129		404,500	
130		405,200	
131		405,900	
132		406,600	
133		407,100	
134		407,700	
135		408,300	

	136		408,900		
	137		409,300		
	138		409,900		
	139		410,500		
	140		411,100		
	141		411,500		
	142		412,100		
	143		412,700		
	144		413,300		
	145		413,700		
	146		414,300		
	147		414,900		
	148		415,500		
	149		415,900		
再任用 学校職 員		226,100	275,600	330,300	413,300

(備考) この表の適用を受ける学校職員のうち、その職務の級が3級であるものの給料月額は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

(別表第4)(第5条関係)

学校栄養職給料表

職員の 区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号 俸	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	142,600	180,500	215,800	244,000	281,700
	2	144,000	182,100	217,400	245,600	283,900
	3	145,400	183,700	219,000	247,200	286,100
	4	146,800	185,300	220,600	248,800	288,300
	5	148,000	186,800	222,200	250,200	290,500
	6	149,800	188,400	223,900	251,800	292,700
	7	151,500	190,000	225,600	253,300	294,900
	8	153,200	191,500	227,300	254,900	297,100
	9	154,900	193,100	228,900	256,300	299,200
	10	156,600	194,800	230,700	257,800	301,400
	11	158,300	196,500	232,400	259,300	303,600
	12	160,100	198,200	234,100	260,800	305,800
	13	161,600	199,800	235,900	262,300	308,000
	14	163,500	201,400	237,500	264,200	310,100
	15	165,500	203,000	239,100	266,100	312,200
	16	167,400	204,600	240,700	267,900	314,300
	17	169,300	206,100	242,100	269,600	316,500
	18	171,200	207,800	243,700	271,500	318,600
	19	173,000	209,500	245,200	273,400	320,700
	20	174,900	211,200	246,800	275,300	322,800
	21	176,800	212,700	248,300	277,100	324,800
	22	178,300	214,300	249,800	279,000	326,800
	23	179,800	215,900	251,300	280,900	328,900
	24	181,300	217,500	252,800	282,800	330,900

	25	182,900	219,000	254,200	284,700	332,900
	26	184,400	220,600	255,900	286,600	334,900
	27	185,900	222,200	257,600	288,500	336,900
	28	187,300	223,800	259,300	290,400	338,900
	29	188,900	225,400	261,000	292,400	340,600
	30	190,200	227,100	262,900	294,300	342,400
	31	191,500	228,800	264,700	296,200	344,200
	32	192,800	230,500	266,500	298,100	346,000
	33	194,200	232,100	268,000	299,900	347,800
	34	195,600	233,700	269,800	301,700	349,700
	35	197,100	235,200	271,600	303,500	351,600
	36	198,500	236,800	273,400	305,300	353,500
	37	199,600	238,300	275,000	306,900	355,300
	38	200,900	239,900	276,700	308,600	357,000
	39	202,200	241,500	278,400	310,300	358,700
	40	203,500	243,100	280,100	312,000	360,400
	41	204,700	244,500	281,800	313,800	361,600
	42	205,900	246,000	283,500	315,500	362,800
	43	207,100	247,500	285,200	317,200	364,000
	44	208,300	249,000	286,900	318,900	365,200
	45	209,500	250,400	288,600	320,100	366,400
	46	210,600	252,000	290,300	321,600	367,200
	47	211,700	253,600	292,000	323,100	368,400
	48	212,800	255,200	293,700	324,700	369,500
	49	213,900	256,800	295,100	326,200	370,700
	50	214,900	258,200	296,700	327,600	371,700
	51	215,900	259,600	298,300	328,900	372,700
	52	216,900	261,000	299,900	330,200	373,700
	53	217,700	262,300	301,300	331,300	374,500
	54	218,700	263,700	302,800	332,300	375,400
	55	219,600	265,100	304,300	333,400	376,300
	56	220,600	266,500	305,800	334,500	377,200
	57	221,400	267,600	307,100	335,000	378,000
再任用	58	222,300	268,900	308,400	335,900	378,800
学校職	59	223,200	270,200	309,700	336,700	379,600
員以外	60	224,100	271,500	311,100	337,600	380,400
の職員	61	225,000	272,600	312,400	338,400	381,000
	62	226,000	273,800	313,700	338,700	381,700
	63	227,000	275,100	315,000	339,400	382,400
	64	228,100	276,400	316,300	340,100	383,100
	65	228,800	277,500	317,700	340,700	383,700
	66	229,700	278,600	318,500	341,400	384,400
	67	230,600	279,700	319,300	342,100	385,100
	68	231,500	280,800	320,100	342,800	385,800
	69	232,200	281,900	320,700	343,500	386,300
	70	232,900	283,000	321,400	344,100	386,900
	71	233,600	284,100	322,100	344,700	387,500

72	234,300	285,200	322,700	345,300	388,100
73	235,000	286,100	323,500	345,800	388,800
74	235,800	286,800	323,700	346,400	389,400
75	236,600	287,500	324,300	347,000	390,000
76	237,400	288,300	324,900	347,600	390,600
77	238,000	289,100	325,500	348,100	391,300
78	238,600	289,700	326,000	348,600	391,900
79	239,200	290,300	326,500	349,100	392,500
80	239,800	290,900	327,000	349,600	393,200
81	240,200	291,600	327,700	350,000	393,900
82	240,600	292,100	328,200	350,400	394,500
83	241,000	292,600	328,700	350,800	395,100
84	241,400	293,000	329,200	351,200	395,700
85	241,800	293,200	329,800	351,700	396,400
86		293,400	330,200	352,100	
87		293,600	330,500	352,500	
88		293,800	330,900	352,900	
89		294,200	331,400	353,400	
90		294,400	331,800	353,800	
91		294,600	332,200	354,200	
92		294,800	332,600	354,600	
93		295,200	333,100	355,100	
94		295,400	333,400	355,500	
95		295,600	333,800	355,900	
96		295,900	334,200	356,300	
97		296,300	334,400	356,800	
98		296,600	334,800	357,200	
99		296,900	335,200	357,600	
100		297,200	335,600	358,000	
101		297,500	335,800	358,500	
102		297,800	336,200	358,900	
103		298,100	336,600	359,300	
104		298,400	337,000	359,700	
105		298,700	337,200	360,200	
106			337,600		
107			338,000		
108			338,400		
109			338,600		
110			339,000		
111			339,400		
112			339,800		
113			340,000		
再任用 学校職員	187,500	214,400	246,800	260,400	286,800

(別表第5)(第5条関係)

事務職給料表

職員の 区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	号 俸	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
	1	137,800	187,900	224,900	263,900	291,100	322,500
	2	138,900	189,700	226,800	266,000	293,400	324,800
	3	140,100	191,500	228,700	268,000	295,700	327,100
	4	141,200	193,300	230,500	270,100	298,000	329,500
	5	142,300	194,900	232,200	272,100	300,100	331,800
	6	143,400	196,800	234,100	274,200	302,400	333,900
	7	144,500	198,600	236,000	276,300	304,700	336,100
	8	145,600	200,400	237,800	278,400	307,000	338,300
	9	146,700	202,100	239,500	280,500	309,200	340,500
	10	148,100	203,900	241,400	282,600	311,500	342,700
	11	149,400	205,700	243,200	284,700	313,800	344,900
	12	150,700	207,500	245,100	286,800	316,100	347,100
	13	152,000	209,100	246,800	288,900	318,300	349,100
	14	153,500	211,000	248,700	291,000	320,500	351,200
	15	155,000	212,900	250,500	293,100	322,700	353,300
	16	156,600	214,800	252,300	295,200	324,900	355,400
	17	157,900	216,600	254,000	297,200	327,000	357,300
	18	159,400	218,500	256,000	299,300	329,200	359,300
	19	160,900	220,400	258,000	301,400	331,300	361,300
	20	162,400	222,300	260,000	303,500	333,300	363,200
	21	163,800	224,000	262,000	305,600	335,400	365,300
	22	166,500	225,900	263,900	307,700	337,500	367,200
	23	169,100	227,800	265,800	309,800	339,600	369,200
	24	171,700	229,700	267,600	311,900	341,700	371,200
	25	174,400	231,300	269,600	313,800	343,300	373,200
	26	176,100	233,100	271,500	315,900	345,300	375,200
	27	177,800	234,800	273,400	318,000	347,300	377,200
	28	179,500	236,600	275,300	320,100	349,300	379,200
	29	181,000	238,000	277,100	322,100	351,100	380,800
	30	182,800	239,500	279,000	324,200	353,000	382,600
	31	184,600	241,000	280,900	326,300	354,900	384,400
	32	186,300	242,500	282,800	328,500	356,800	386,100
	33	187,900	243,900	284,500	330,100	358,700	387,900
	34	189,400	245,400	286,400	332,100	360,500	389,300
	35	190,900	246,900	288,300	334,200	362,300	390,900
	36	192,400	248,500	290,200	336,300	364,000	392,500
	37	193,700	249,800	291,900	338,200	365,500	394,300
	38	195,000	251,400	293,700	340,200	366,800	395,500
	39	196,400	253,000	295,500	342,200	368,200	396,700
	40	197,700	254,600	297,300	344,200	369,600	397,900
	41	199,000	256,000	299,100	346,100	371,100	399,000
	42	200,300	257,400	300,800	348,000	372,000	400,200
	43	201,600	258,800	302,500	349,900	373,100	401,400
	44	202,900	260,200	304,200	351,800	374,200	402,600
	45	204,100	261,400	305,900	353,300	375,200	403,600
	46	205,400	262,900	307,600	354,800	376,100	404,300
	47	206,700	264,300	309,300	356,300	377,000	405,000

	48	208,000	265,700	311,000	357,800	377,900	405,700
	49	209,100	267,000	312,200	359,500	378,900	406,500
	50	210,200	268,200	313,800	360,300	379,700	407,200
	51	211,300	269,500	315,400	361,500	380,500	407,900
	52	212,400	270,800	317,000	362,500	381,300	408,600
	53	213,600	271,900	318,700	363,500	382,200	409,400
	54	214,600	273,100	320,300	364,600	382,900	410,100
	55	215,600	274,400	321,900	365,600	383,600	410,800
	56	216,600	275,700	323,500	366,700	384,300	411,500
	57	217,400	276,800	325,000	367,600	385,000	412,200
	58	218,400	277,900	326,200	368,300	385,600	412,900
	59	219,300	279,000	327,500	369,000	386,300	413,600
	60	220,300	280,100	328,700	369,700	387,000	414,300
	61	221,100	281,300	329,500	370,300	387,500	414,900
	62	222,100	282,300	330,400	371,000	388,200	415,600
	63	223,100	283,300	331,200	371,700	388,900	416,300
	64	224,100	284,300	332,000	372,400	389,600	417,000
再任用	65	224,800	285,100	332,900	372,900	390,100	417,500
学校職	66	225,800	286,000	333,300	373,600	390,800	418,100
員以外	67	226,800	286,900	334,100	374,300	391,500	418,800
の職員	68	227,900	287,800	334,900	375,000	392,200	419,500
	69	228,700	288,800	335,700	375,500	392,800	420,000
	70	229,500	289,600	336,400	376,200	393,500	420,700
	71	230,300	290,400	337,100	376,900	394,200	421,400
	72	231,100	291,200	337,800	377,600	394,900	422,100
	73	231,900	292,000	338,300	378,100	395,400	422,600
	74	232,600	292,500	338,900	378,800	396,100	423,300
	75	233,300	293,000	339,500	379,500	396,800	424,000
	76	234,000	293,500	340,100	380,200	397,500	424,700
	77	234,700	293,600	340,500	380,700	397,900	425,200
	78	235,500	294,000	341,000	381,300	398,600	
	79	236,300	294,200	341,500	381,900	399,300	
	80	237,100	294,600	342,000	382,500	400,000	
	81	237,800	294,800	342,500	383,200	400,500	
	82	238,500	295,000	343,000	383,800	401,200	
	83	239,200	295,400	343,500	384,400	401,900	
	84	239,900	295,700	344,000	385,000	402,600	
	85	240,600	296,000	344,500	385,600	403,100	
	86	241,300	296,300	345,000	386,200		
	87	242,000	296,600	345,500	386,800		
	88	242,700	297,000	346,000	387,400		
	89	243,400	297,300	346,400	388,100		
	90	243,900	297,700	346,900	388,700		
	91	244,400	298,100	347,400	389,300		
	92	244,900	298,500	347,900	389,900		
	93	245,200	298,600	348,200	390,600		
	94		299,000	348,700			
	95		299,400	349,200			
	96		299,800	349,700			

	97		300,000	350,000			
	98		300,400	350,500			
	99		300,800	351,000			
	100		301,200	351,500			
	101		301,400	351,800			
	102		301,800	352,200			
	103		302,200	352,600			
	104		302,600	353,000			
	105		302,800	353,500			
	106		303,200	353,900			
	107		303,600	354,300			
	108		304,000	354,700			
	109		304,200	355,200			
	110		304,600	355,600			
	111		305,000	356,000			
	112		305,400	356,400			
	113		305,600	356,900			
	114		306,000				
	115		306,400				
	116		306,800				
	117		307,000				
	118		307,300				
	119		307,600				
	120		307,900				
	121		308,300				
	122		308,600				
	123		308,900				
	124		309,200				
	125		309,600				
再任用 学校職 員		186,500	214,300	258,700	279,100	294,700	320,700

50,000	50,300
48,200	48,500
46,400	46,700
44,600	44,900
42,800	43,100
41,000	41,300
39,200	39,500
37,400	37,700
35,600	35,900
34,200	34,500
32,800	33,100
31,400	31,700
30,000	30,300

別表第6のA中	28,600	を	28,900	に改める。
	27,200		27,500	
	25,800		26,100	
	25,200		25,500	
	24,600		24,900	
	23,700		23,900	
	23,100		23,300	
	22,500		22,700	
	21,900		22,100	
	21,300		21,500	
	20,600		20,700	
	20,300		20,400	
	19,900		20,000	
	19,300		19,400	

附 則

(施行期日等)

- この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の長野県学校職員の給与に関する条例別表第1から別表第5までの規定は、平成26年4月1日から適用する。
(平成26年4月1日前の異動者の号俸の調整)
- 平成26年4月1日前に職務の級を異にして異動した学校職員及び人事委員会の定めるこれに準ずる学校職員の同日における号俸については、その者が同日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。
(実施規定)
- 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会が定める。
(給与の内払)
- この条例による改正前の長野県学校職員の給与に関する条例の規定に基づいて、平成26年4月1日以後の分として学校職員に支払われた給与は、この条例による改正後の長野県学校職員の給与に関する条例の規定による給与の内払とみなす。

教育総務課 義務教育課 高校教育課 特別支援教育課

高等学校設置条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成26年12月18日

長野県知事 阿部 守一

長野県条例第54号

高等学校設置条例の一部を改正する条例

高等学校設置条例(昭和39年長野県条例第64号)の一部を次のように改正する。

別表の長野県須坂園芸高等学校の項の次に次のように加える。

長野県須坂創成高等学校	須坂市
-------------	-----

別表中 「長野県北佐久農業高等学校」 を

「長野県佐久平総合技術高等学校」 に改め、同表の

長野県臼田高等学校の項を削る。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

高校教育課

長野県警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成26年12月18日

長野県知事 阿部 守一

長野県条例第55号

長野県警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

長野県警察職員の給与に関する条例（昭和29年長野県条例第30号）の一部を次のように改正する。

別表第1から別表第3までを次のように改める。

（別表第1）（第6条関係）

警察職給料表

職員の 区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
	号 俸	給料月額								
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	160,500	176,100	202,800	242,600	293,800	321,700	351,200	387,200	429,700
	2	162,200	177,900	204,800	244,400	296,100	324,000	353,500	389,400	431,600
	3	164,000	179,700	206,800	246,200	298,400	326,300	355,800	391,600	433,500
	4	165,700	181,500	208,800	248,000	300,700	328,700	358,100	393,800	435,400
	5	167,200	183,400	210,800	249,900	302,700	331,100	360,200	395,700	436,800
	6	169,100	185,700	212,800	251,800	305,000	333,300	362,400	397,700	438,500
	7	170,900	188,000	214,800	253,700	307,300	335,600	364,600	399,700	440,100
	8	172,800	190,300	216,700	255,500	309,600	337,900	366,800	401,500	441,700
	9	174,500	192,500	218,800	257,100	311,700	339,900	368,800	403,400	443,400
	10	176,200	195,100	220,600	259,000	314,000	342,200	371,000	405,400	445,200
	11	177,900	197,700	222,400	260,800	316,300	344,500	373,200	407,500	447,000
	12	179,600	200,200	224,200	262,700	318,600	346,800	375,400	409,600	448,800
	13	181,500	202,600	226,100	264,400	320,700	348,900	377,600	411,400	450,400
	14	183,600	204,400	228,000	266,000	323,000	351,100	379,800	413,500	452,200
	15	185,700	206,200	229,900	267,600	325,300	353,300	382,000	415,600	454,000
	16	187,800	208,000	231,800	269,100	327,700	355,500	384,200	417,700	455,800
	17	190,000	209,900	233,400	270,400	329,700	357,700	386,000	419,500	457,400
	18	192,400	211,800	235,200	272,300	332,000	359,800	388,000	421,200	459,300
	19	194,800	213,700	237,000	274,100	334,200	361,900	390,100	422,900	461,100
	20	197,300	215,500	238,800	275,900	336,500	364,000	392,100	424,600	462,900
	21	199,800	217,200	240,600	277,400	338,600	366,200	394,100	426,300	464,500
	22	201,600	219,000	242,100	279,300	340,700	368,200	396,200	427,900	466,300
	23	203,400	220,800	243,600	281,200	342,800	370,300	398,300	429,600	468,000
	24	205,200	222,600	245,000	283,100	344,900	372,400	400,400	431,300	469,800
	25	207,100	224,300	246,400	284,700	346,900	374,300	402,100	432,900	471,400
	26	208,900	226,000	248,000	286,900	349,000	376,400	404,200	434,500	472,900
	27	210,700	227,700	249,600	289,100	351,100	378,500	406,300	436,100	474,400
	28	212,400	229,400	251,200	291,300	353,200	380,600	408,400	437,700	475,900
	29	214,300	230,900	252,600	293,600	355,400	382,600	410,000	439,000	477,300
	30	216,100	232,700	254,000	295,600	357,500	384,700	411,800	440,700	478,100
	31	217,900	234,500	255,500	297,600	359,600	386,800	413,500	442,400	478,800
	32	219,700	236,300	257,000	299,600	361,700	388,900	415,200	444,100	479,600
	33	221,400	237,900	258,200	301,500	363,400	390,800	417,000	445,600	480,200
	34	223,100	239,500	259,700	303,400	365,500	393,000	418,500	447,300	481,000
	35	224,800	241,100	261,100	305,300	367,500	395,100	420,100	449,000	481,800
	36	226,500	242,600	262,700	307,200	369,600	397,100	421,700	450,700	482,600
	37	228,000	244,000	263,900	309,100	371,600	398,800	423,300	452,200	483,200
	38	229,800	245,500	265,400	311,000	373,700	400,300	424,800	453,000	484,000

	39	231,600	247,000	266,900	312,900	375,800	401,700	426,300	453,800	484,800
	40	233,400	248,500	268,300	314,800	377,900	403,100	427,800	454,600	485,600
	41	235,000	250,000	269,600	316,700	379,900	404,400	429,400	455,200	486,200
	42	236,500	251,400	271,300	318,600	382,000	405,500	430,700	455,900	487,000
	43	238,000	252,900	273,000	320,500	384,100	406,500	432,000	456,600	487,800
	44	239,400	254,400	274,600	322,400	386,200	407,600	433,300	457,300	488,600
	45	240,800	255,600	276,100	324,300	387,900	408,900	434,600	458,100	489,200
	46	242,100	257,100	277,800	326,200	389,600	410,100	435,400	458,900	
	47	243,400	258,500	279,500	328,200	391,300	411,300	436,200	459,600	
	48	244,700	260,000	281,200	330,100	393,100	412,500	437,000	460,300	
	49	245,800	261,200	283,000	331,700	394,600	413,800	437,700	461,000	
	50	247,200	262,800	284,700	333,300	395,600	414,600	438,500	461,700	
	51	248,700	264,300	286,400	335,000	396,600	415,400	439,300	462,400	
	52	250,100	265,800	288,100	336,700	397,600	416,200	440,100	463,100	
	53	251,300	267,000	289,600	338,400	398,900	416,900	440,700	463,800	
	54	252,800	268,500	291,400	340,200	400,100	417,600	441,400	464,500	
	55	254,200	270,200	293,200	342,000	401,300	418,300	442,100	465,200	
	56	255,700	271,800	295,000	343,800	402,500	418,900	442,800	465,900	
	57	256,900	273,200	296,600	345,100	403,800	419,700	443,500	466,600	
	58	258,200	274,900	298,400	346,800	404,600	420,200	444,200	467,200	
	59	259,500	276,600	300,200	348,500	405,400	420,800	444,900	467,900	
	60	260,800	278,300	302,000	350,200	406,200	421,400	445,600	468,600	
	61	262,200	279,900	303,600	351,900	406,900	422,000	446,300	469,300	
	62	263,500	281,500	305,400	353,600	407,600	422,600	446,900		
	63	264,900	283,100	307,200	355,300	408,300	423,200	447,500		
	64	266,300	284,700	309,000	357,000	409,000	423,800	448,100		
	65	267,700	286,200	310,500	358,700	409,500	424,400	448,800		
再任用	66	269,000	287,700	312,200	360,300	410,200	425,000	449,400		
の警察	67	270,400	289,200	313,900	361,900	410,900	425,600	450,000		
職員以	68	271,800	290,700	315,600	363,500	411,600	426,200	450,600		
外の職	69	273,000	292,300	317,200	364,800	412,100	426,800	451,300		
員	70	274,400	293,900	318,700	366,200	412,700	427,400	451,900		
	71	275,800	295,500	320,200	367,500	413,300	428,000	452,500		
	72	277,200	297,100	321,700	368,900	413,900	428,600	453,100		
	73	278,600	298,500	322,700	370,200	414,500	429,200	453,800		
	74	280,000	299,900	324,400	371,400	415,100	429,800	454,400		
	75	281,400	301,400	326,100	372,800	415,700	430,400	455,000		
	76	282,800	302,900	327,900	374,100	416,300	431,000	455,600		
	77	284,000	304,100	329,700	375,400	416,900	431,500	456,300		
	78	285,200	305,600	331,400	376,600	417,500	432,100			
	79	286,400	307,100	333,000	377,800	418,100	432,700			
	80	287,600	308,600	334,700	379,000	418,600	433,300			
	81	288,900	310,100	336,400	380,300	419,200	433,900			
	82	290,100	311,500	338,100	381,500	419,800	434,500			
	83	291,400	312,900	339,800	382,700	420,400	435,100			
	84	292,700	314,300	341,500	383,900	421,000	435,700			
	85	294,000	315,500	343,000	385,200	421,500	436,300			
	86	295,200	317,000	344,500	385,800	422,100				
	87	296,400	318,500	346,000	386,400	422,700				
	88	297,600	320,000	347,500	387,000	423,300				

89	298,800	321,500	348,800	387,700	423,900
90	300,000	323,000	350,100	388,300	424,500
91	301,200	324,500	351,400	388,900	425,100
92	302,400	326,000	352,800	389,500	425,700
93	303,200	327,400	354,200	390,000	426,300
94	304,500	328,800	355,700	390,600	
95	305,800	330,200	357,200	391,200	
96	307,100	331,600	358,700	391,800	
97	308,200	332,800	360,100	392,300	
98	309,400	334,100	361,300	393,000	
99	310,600	335,400	362,400	393,600	
100	311,800	336,700	363,600	394,200	
101	313,000	338,100	364,900	394,700	
102	314,100	339,100	366,000	395,300	
103	315,200	340,300	367,200	395,900	
104	316,300	341,500	368,400	396,500	
105	317,100	342,600	369,700	397,000	
106	317,700	343,700	370,300	397,500	
107	318,300	344,800	370,900	398,000	
108	319,000	345,900	371,500	398,500	
109	319,500	347,100	372,200	398,800	
110	320,000	348,100	372,800	399,300	
111	320,600	349,100	373,400	399,800	
112	321,200	350,100	374,000	400,300	
113	322,000	351,100	374,500	400,700	
114	322,700	352,100	375,100	401,200	
115	323,400	353,100	375,700	401,700	
116	324,200	354,100	376,300	402,200	
117	324,800	355,200	376,800	402,600	
118	325,600	355,800	377,400	403,100	
119	326,400	356,400	378,000	403,600	
120	327,300	357,000	378,600	404,100	
121	327,900	357,500	379,000	404,500	
122	328,400	358,000	379,600	405,000	
123	328,900	358,500	380,200	405,500	
124	329,400	359,000	380,800	406,000	
125	329,700	359,500	381,300	406,400	
126		360,000	381,800		
127		360,500	382,300		
128		361,000	382,800		
129		361,500	383,100		
130		362,000	383,600		
131		362,400	384,100		
132		362,900	384,600		
133		363,400	384,900		
134		363,900	385,400		
135		364,400	385,800		
136		364,900	386,300		
137		365,200	386,600		

	138		365,600	387,100						
	139		366,100	387,600						
	140		366,600	388,100						
	141		366,900	388,400						
	142		367,400							
	143		367,900							
	144		368,400							
	145		368,700							
再任用 の警察 職員		240,300	252,200	256,500	292,800	310,200	324,900	349,200	385,100	418,000

(備考) この表は、警察官に適用する。

(別表第2)(第6条関係)

一般職給料表

職員の 区分	職務 の級 号 俸	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
		給料月額							
		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	137,800	187,900	224,900	263,900	291,100	322,500	368,000	414,700
	2	138,900	189,700	226,800	266,000	293,400	324,800	370,600	417,200
	3	140,100	191,500	228,700	268,000	295,700	327,100	373,200	419,700
	4	141,200	193,300	230,500	270,100	298,000	329,500	375,800	422,200
	5	142,300	194,900	232,200	272,100	300,100	331,800	378,000	424,100
	6	143,400	196,800	234,100	274,200	302,400	333,900	380,500	426,400
	7	144,500	198,600	236,000	276,300	304,700	336,100	383,000	428,600
	8	145,600	200,400	237,800	278,400	307,000	338,300	385,500	430,800
	9	146,700	202,100	239,500	280,500	309,200	340,500	388,100	432,900
	10	148,100	203,900	241,400	282,600	311,500	342,700	390,800	435,200
	11	149,400	205,700	243,200	284,700	313,800	344,900	393,600	437,500
	12	150,700	207,500	245,100	286,800	316,100	347,100	396,300	439,700
	13	152,000	209,100	246,800	288,900	318,300	349,100	398,800	441,900
	14	153,500	211,000	248,700	291,000	320,500	351,200	401,100	443,900
	15	155,000	212,900	250,500	293,100	322,700	353,300	403,400	445,900
	16	156,600	214,800	252,300	295,200	324,900	355,400	405,800	447,900
	17	157,900	216,600	254,000	297,200	327,000	357,300	407,700	449,900
	18	159,400	218,500	256,000	299,300	329,200	359,300	409,700	451,700
	19	160,900	220,400	258,000	301,400	331,300	361,300	411,600	453,500
	20	162,400	222,300	260,000	303,500	333,300	363,200	413,500	455,300
	21	163,800	224,000	262,000	305,600	335,400	365,300	415,400	457,100
	22	166,500	225,900	263,900	307,700	337,500	367,200	417,400	458,700
	23	169,100	227,800	265,800	309,800	339,600	369,200	419,400	460,200
	24	171,700	229,700	267,600	311,900	341,700	371,200	421,400	461,700
	25	174,400	231,300	269,600	313,800	343,300	373,200	423,500	463,200
	26	176,100	233,100	271,500	315,900	345,300	375,200	425,100	464,600
	27	177,800	234,800	273,400	318,000	347,300	377,200	426,700	466,000
	28	179,500	236,600	275,300	320,100	349,300	379,200	428,300	467,300
	29	181,000	238,000	277,100	322,100	351,100	380,800	430,000	468,500
	30	182,800	239,500	279,000	324,200	353,000	382,600	431,300	469,300
	31	184,600	241,000	280,900	326,300	354,900	384,400	432,600	470,100
	32	186,300	242,500	282,800	328,500	356,800	386,100	433,900	470,900

	33	187,900	243,900	284,500	330,100	358,700	387,900	435,200	471,700
	34	189,400	245,400	286,400	332,100	360,500	389,300	436,500	472,500
	35	190,900	246,900	288,300	334,200	362,300	390,900	437,800	473,300
	36	192,400	248,500	290,200	336,300	364,000	392,500	439,000	474,100
	37	193,700	249,800	291,900	338,200	365,500	394,300	440,300	474,900
	38	195,000	251,400	293,700	340,200	366,800	395,500	441,200	475,700
	39	196,400	253,000	295,500	342,200	368,200	396,700	442,100	476,500
	40	197,700	254,600	297,300	344,200	369,600	397,900	443,000	477,300
	41	199,000	256,000	299,100	346,100	371,100	399,000	443,800	478,100
	42	200,300	257,400	300,800	348,000	372,000	400,200	444,600	478,800
	43	201,600	258,800	302,500	349,900	373,100	401,400	445,400	479,600
	44	202,900	260,200	304,200	351,800	374,200	402,600	446,200	480,400
	45	204,100	261,400	305,900	353,300	375,200	403,600	447,000	481,200
	46	205,400	262,900	307,600	354,800	376,100	404,300	447,800	
	47	206,700	264,300	309,300	356,300	377,000	405,000	448,600	
	48	208,000	265,700	311,000	357,800	377,900	405,700	449,400	
	49	209,100	267,000	312,200	359,500	378,900	406,500	450,000	
	50	210,200	268,200	313,800	360,300	379,700	407,200	450,800	
	51	211,300	269,500	315,400	361,500	380,500	407,900	451,600	
	52	212,400	270,800	317,000	362,500	381,300	408,600	452,400	
	53	213,600	271,900	318,700	363,500	382,200	409,400	453,000	
	54	214,600	273,100	320,300	364,600	382,900	410,100	453,800	
	55	215,600	274,400	321,900	365,600	383,600	410,800	454,600	
	56	216,600	275,700	323,500	366,700	384,300	411,500	455,400	
	57	217,400	276,800	325,000	367,600	385,000	412,200	456,000	
	58	218,400	277,900	326,200	368,300	385,600	412,900	456,800	
	59	219,300	279,000	327,500	369,000	386,300	413,600	457,600	
	60	220,300	280,100	328,700	369,700	387,000	414,300	458,500	
再任用 の警察 職員以 外の職 員	61	221,100	281,300	329,500	370,300	387,500	414,900	459,100	
	62	222,100	282,300	330,400	371,000	388,200	415,600		
	63	223,100	283,300	331,200	371,700	388,900	416,300		
	64	224,100	284,300	332,000	372,400	389,600	417,000		
	65	224,800	285,100	332,900	372,900	390,100	417,500		
	66	225,800	286,000	333,300	373,600	390,800	418,100		
	67	226,800	286,900	334,100	374,300	391,500	418,800		
	68	227,900	287,800	334,900	375,000	392,200	419,500		
	69	228,700	288,800	335,700	375,500	392,800	420,000		
	70	229,500	289,600	336,400	376,200	393,500	420,700		
	71	230,300	290,400	337,100	376,900	394,200	421,400		
	72	231,100	291,200	337,800	377,600	394,900	422,100		
	73	231,900	292,000	338,300	378,100	395,400	422,600		
74	232,600	292,500	338,900	378,800	396,100	423,300			
75	233,300	293,000	339,500	379,500	396,800	424,000			
76	234,000	293,500	340,100	380,200	397,500	424,700			
77	234,700	293,600	340,500	380,700	397,900	425,200			
78	235,500	294,000	341,000	381,300	398,600				
79	236,300	294,200	341,500	381,900	399,300				
80	237,100	294,600	342,000	382,500	400,000				
81	237,800	294,800	342,500	383,200	400,500				
82	238,500	295,000	343,000	383,800	401,200				

	83	239,200	295,400	343,500	384,400	401,900			
	84	239,900	295,700	344,000	385,000	402,600			
	85	240,600	296,000	344,500	385,600	403,100			
	86	241,300	296,300	345,000	386,200				
	87	242,000	296,600	345,500	386,800				
	88	242,700	297,000	346,000	387,400				
	89	243,400	297,300	346,400	388,100				
	90	243,900	297,700	346,900	388,700				
	91	244,400	298,100	347,400	389,300				
	92	244,900	298,500	347,900	389,900				
	93	245,200	298,600	348,200	390,600				
	94		299,000	348,700					
	95		299,400	349,200					
	96		299,800	349,700					
	97		300,000	350,000					
	98		300,400	350,500					
	99		300,800	351,000					
	100		301,200	351,500					
	101		301,400	351,800					
	102		301,800	352,200					
	103		302,200	352,600					
	104		302,600	353,000					
	105		302,800	353,500					
	106		303,200	353,900					
	107		303,600	354,300					
	108		304,000	354,700					
	109		304,200	355,200					
	110		304,600	355,600					
	111		305,000	356,000					
	112		305,400	356,400					
	113		305,600	356,900					
	114		306,000						
	115		306,400						
	116		306,800						
	117		307,000						
	118		307,300						
	119		307,600						
	120		307,900						
	121		308,300						
	122		308,600						
	123		308,900						
	124		309,200						
	125		309,600						
再任用 の警察 職員		186,500	214,300	258,700	279,100	294,700	320,700	363,500	397,900

(備考) この表は、警察研究職給料表の適用を受けない一般職員(人事委員会の定める者を除く。)に適用する。

(別表第3)(第6条関係)

警察研究職給料表

職員の 区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号 俸	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	137,900	187,400	277,200	334,200
	2	139,000	189,900	280,000	336,400
	3	140,200	192,300	282,800	338,600
	4	141,300	194,700	285,600	340,800
	5	142,400	197,300	288,100	342,800
	6	143,700	199,600	290,800	344,900
	7	145,000	201,900	293,600	347,000
	8	146,300	204,100	296,400	349,100
	9	147,400	206,200	299,000	351,200
	10	149,100	208,500	301,800	353,300
	11	150,700	210,800	304,600	355,400
	12	152,300	213,100	307,400	357,500
	13	153,800	215,300	310,000	359,600
	14	155,700	217,700	312,800	361,500
	15	157,600	220,100	315,500	363,400
	16	159,600	222,500	318,300	365,400
	17	161,400	224,800	320,900	367,300
	18	163,600	227,600	323,200	369,200
	19	165,800	230,500	325,500	371,200
	20	167,900	233,400	327,900	373,200
	21	170,100	236,100	330,300	375,000
	22	172,500	238,900	332,300	377,000
	23	174,800	241,700	334,300	379,000
	24	177,100	244,500	336,400	380,900
	25	179,200	247,300	338,600	382,500
	26	181,300	250,000	340,500	384,300
	27	183,400	252,700	342,400	386,200
	28	185,500	255,400	344,300	388,100
	29	187,500	258,200	346,300	390,000
	30	189,300	260,600	348,000	392,000
	31	191,100	263,100	349,700	394,100
	32	192,800	265,500	351,400	396,100
	33	194,600	267,500	352,800	397,800
	34	196,600	270,000	354,300	399,600
	35	198,500	272,400	355,800	401,200
	36	200,400	274,800	357,300	403,000
	37	202,100	276,900	358,700	404,300
	38	204,000	278,800	360,100	405,800
	39	205,900	280,700	361,500	407,200
	40	207,800	282,600	362,900	408,600
	41	209,700	284,200	363,800	410,000
	42	211,600	285,500	365,000	411,600
	43	213,500	286,800	366,300	413,200
	44	215,400	288,100	367,500	414,800
	45	217,300	289,100	368,700	416,400
	46	219,300	290,400	369,900	418,000

	47	221,300	291,700	371,200	419,600
	48	223,200	293,000	372,500	421,200
	49	225,000	294,400	373,600	422,600
	50	227,000	295,700	374,900	424,100
	51	229,000	297,000	376,200	425,600
	52	231,000	298,200	377,500	427,100
	53	232,800	299,400	378,200	428,600
	54	234,800	300,600	379,200	430,000
	55	236,800	301,900	380,200	431,400
	56	238,700	303,200	381,200	432,800
	57	240,400	304,300	382,100	434,000
	58	241,900	305,500	382,900	435,400
	59	243,300	306,700	383,600	436,800
	60	244,800	307,900	384,300	438,200
	61	246,100	309,000	385,000	439,300
	62	247,500	310,100	385,800	440,300
	63	248,900	311,200	386,700	441,300
	64	250,300	312,300	387,600	442,300
	65	251,600	313,400	388,300	443,200
	66	253,000	314,500	389,100	444,100
再任用 の警察 職員以 外の職 員	67	254,400	315,600	389,900	445,000
	68	255,800	316,700	390,700	445,900
	69	257,100	317,800	391,500	446,600
	70	258,600	318,900	392,200	447,500
	71	260,100	320,000	393,000	448,400
	72	261,600	321,100	393,700	449,300
	73	263,100	321,900	394,500	450,000
	74	264,500	323,000	395,200	
	75	265,900	324,100	395,900	
	76	267,300	325,200	396,600	
	77	268,400	326,300	397,400	
	78	269,600	327,400	398,000	
	79	270,900	328,400	398,700	
	80	272,200	329,400	399,400	
	81	273,600	330,500	400,100	
	82	274,900	331,300	400,800	
	83	276,200	332,000	401,500	
	84	277,500	332,800	402,200	
	85	278,700	333,400	402,800	
	86	279,900	333,900	403,500	
	87	281,200	334,400	404,200	
	88	282,500	334,900	404,900	
	89	283,500	335,200	405,500	
	90	284,700	335,700		
	91	285,900	336,200		
	92	287,100	336,700		
	93	288,200	337,000		
	94	289,200	337,400		
	95	290,200	337,900		
	96	291,200	338,400		

	97	291,800	339,000		
	98	292,700	339,500		
	99	293,600	340,000		
	100	294,500	340,500		
	101	295,400	341,100		
	102	296,100	341,600		
	103	296,800	342,100		
	104	297,500	342,600		
	105	298,300	343,200		
	106	298,800	343,700		
	107	299,300	344,200		
	108	299,800	344,700		
	109	300,000	345,300		
	110	300,400	345,800		
	111	300,700	346,300		
	112	301,000	346,800		
	113	301,300	347,400		
	114	301,600	347,900		
	115	301,900	348,400		
	116	302,200	348,900		
	117	302,500	349,500		
	118	302,900	350,000		
	119	303,300	350,500		
	120	303,700	351,000		
	121	304,000	351,600		
再任用 の警察 職員		216,600	262,400	288,400	331,900

(備考) この表は、長野県警察本部に勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する一般職員で人事委員会の定めるものに適用する。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の長野県警察職員の給与に関する条例の規定は、平成26年4月1日から適用する。

(平成26年4月1日前の異動者の号俸の調整)

- 2 平成26年4月1日前に職務の級を異にして異動した警察職員及び人事委員会の定めるこれに準ずる警察職員の同日における号俸については、その者が同日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(実施規定)

- 3 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

(給与の内払)

- 4 この条例による改正前の長野県警察職員の給与に関する条例の規定に基づいて、平成26年4月1日以後の分として警察職員に支払われた給与は、この条例による改正後の長野県警察職員の給与に関する条例の規定による給与の内払とみなす。

警 務 課